

川口市安行靈園基本方針
【資料編】

目 次

1. 人口動態と関連計画	1
2. 計画対象地周辺の状況.....	5
3. 安行霊園の現況（本編補足）	9
4. 民間霊園の現況（本編補足）	11
5. 市民意識調査.....	12
6. 墓地の需要推計	40
7. 検討委員会概要	49
8. 墓地等に関する法令	51

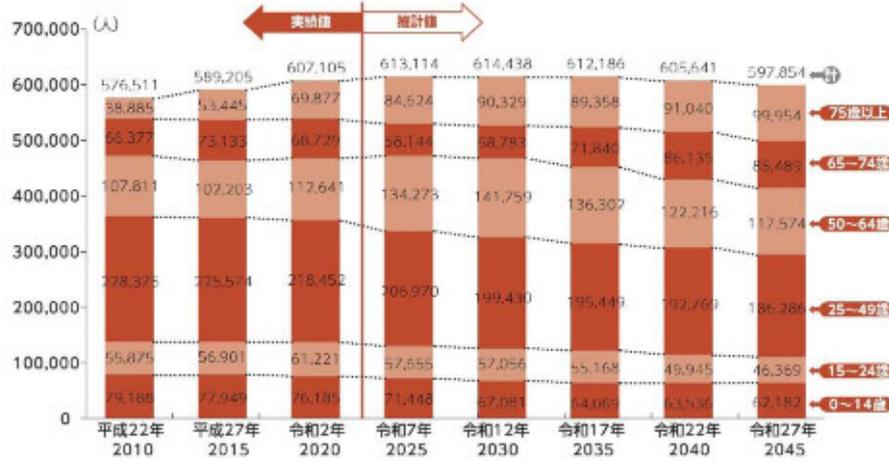
1. 人口動態と関連計画

(1) 人口動態

1) 川口市の人口

川口市の現在の人口は 605,250 人で世帯数は 295,530 世帯です。(令和 4 年 2 月 1 日現在：住民基本台帳より)

川口市の将来人口は令和 12 年をピークに減少に転じ、令和 27 年には 60 万人を割り込み、高齢者人口が 30%に達すると予測されています。



「第5次川口市総合計画（後期基本計画）」より

2) 死亡者数

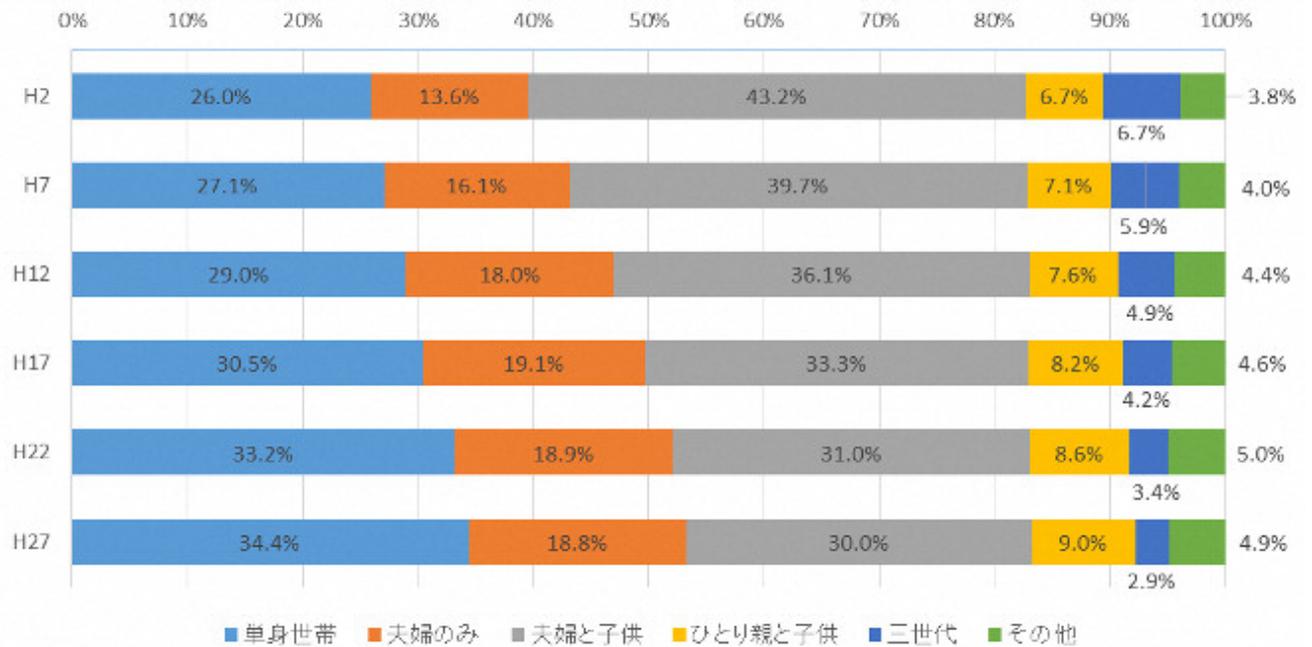
死亡者数はこの 30 年で 2.8 倍となり年間約 5,500 人です。死亡率も漸増し、2019 年には人口千人あたり 9.04 人となっています。

年次	年次人口	増減人口	自然動態			社会動態			その他の増減
			自然増減	出生	死亡	社会増減	転入	転出	
1989	H1	430,456	7,788	3,000	4,906	1,906	4,788	30,987	26,199
1990	H2	438,244	4,137	2,858	4,952	2,094	1,279	28,869	27,590
1991	H3	442,381	5,353	3,076	5,157	2,081	2,277	28,464	26,187
1992	H4	447,734	4,051	2,845	5,074	2,229	1,206	28,939	27,733
1993	H5	451,785	2,526	2,838	5,167	2,329	-312	28,653	28,965
1994	H6	454,311	1,459	3,071	5,430	2,359	-1,612	28,657	30,269
1995	H7	455,770	744	2,660	5,080	2,420	-1,916	27,653	29,569
1996	H8	456,514	1,477	2,725	5,099	2,374	-1,248	27,749	28,997
1997	H9	457,991	2,089	2,488	4,985	2,497	-399	27,322	27,721
1998	H10	460,080	3,254	2,337	4,911	2,574	917	27,288	26,371
1999	H11	463,334	2,908	2,150	4,871	2,721	758	27,350	26,592
2000	H12	466,242	4,348	2,364	5,024	2,660	1,984	28,549	26,565
2001	H13	470,590	5,630	2,135	4,775	2,640	3,495	29,945	26,450
2002	H14	476,220	4,576	2,280	5,001	2,721	2,296	28,751	26,455
2003	H15	480,796	5,615	1,827	4,796	2,969	3,788	30,524	26,736
2004	H16	486,411	4,374	1,700	4,805	3,105	2,674	29,616	26,942
2005	H17	490,785	3,163	1,388	4,697	3,309	1,775	28,230	26,455
2006	H18	493,948	7,153	1,617	4,938	3,321	5,536	32,026	26,490
2007	H19	501,101	4,701	1,385	4,863	3,483	3,316	31,064	27,748
2008	H20	505,802	5,399	1,383	4,871	3,488	4,016	29,973	25,957
2009	H21	511,201	3,837	1,405	4,917	3,512	2,432	29,910	27,478
2010	H22	515,038	2,133	1,208	4,856	3,648	925	28,231	27,306
2011	H23	517,171	108	826	4,763	3,937	-718	27,219	27,937
2012	H24	519,021	1,831	720	5,252	4,532	1,111	30,212	29,101
2013	H25	580,852	3,137	716	5,291	4,575	2,421	30,494	28,073
2014	H26	583,989	5,216	548	5,140	4,592	4,668	31,597	26,929
2015	H27	589,205	3,479	469	5,327	4,858	3,010	31,758	28,748
2016	H28	592,684	2,811	440	5,207	4,767	2,371	31,344	28,973
2017	H29	595,495	4,555	-82	4,954	5,036	4,637	34,034	29,397
2018	H30	600,050	3,788	-423	4,833	5,256	4,211	34,076	29,865
2019	H31	603,838	3,267	-754	4,706	5,460	4,021	34,385	30,364

「かわぐちの人口（市ホームページ）」掲載データより

3) 世帯の種類

単身世帯とひとり親と子供世帯が増加傾向にあり、夫婦と子供世帯と三世帯は減少傾向にあります。



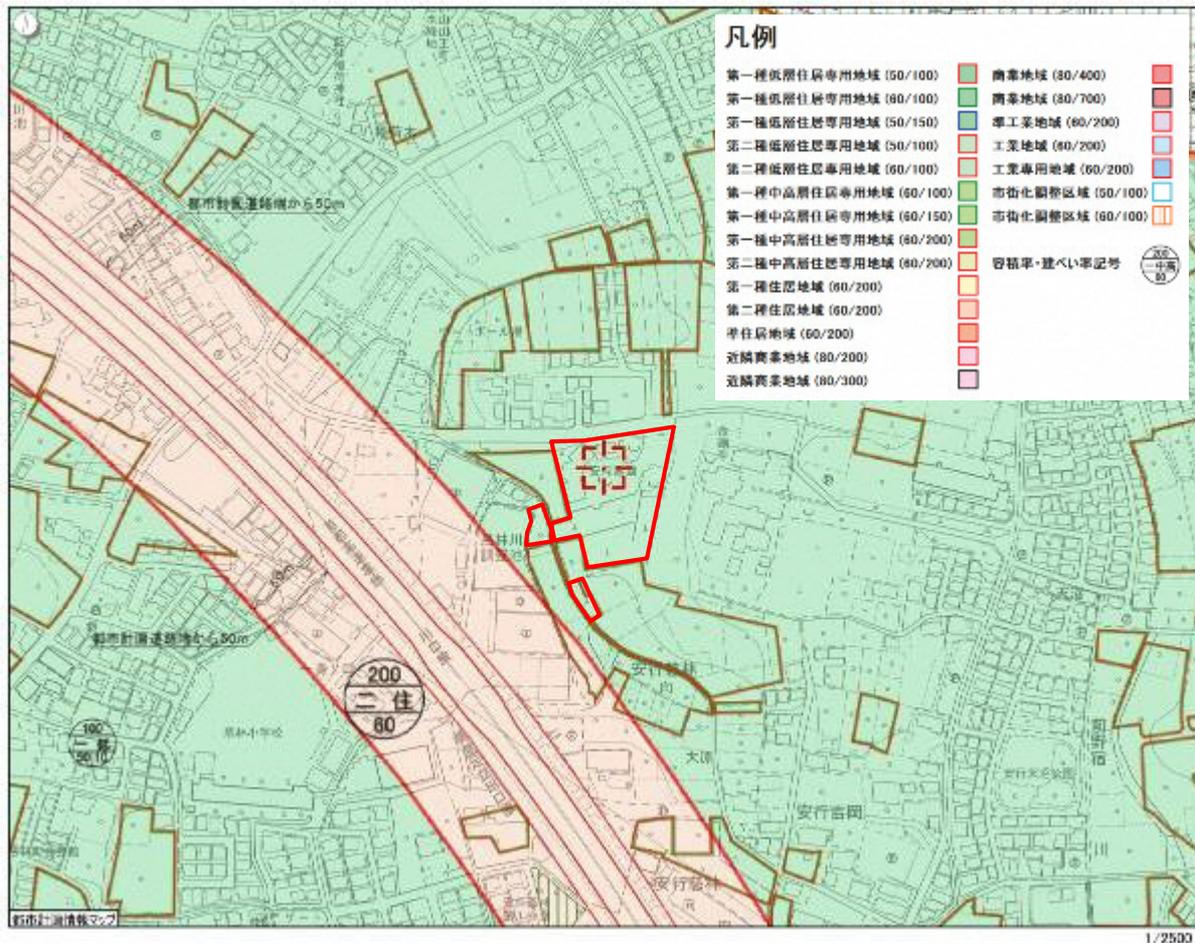
「国勢調査」より

(2) 都市計画

1) 都市計画法

本霊園は市街化区域、第一種低層住居専用地域（建ぺい率 50%、容積率 100%）内に位置します。

項目	内容
区域区分	市街化区域
用途地域	第一種低層住居専用地域
建ぺい率/容積率 (容積率低減係数)	50/100 (0.4)
高さ制限	10m 以下 (絶対高さ)
道路・隣地・北側斜線制限	[道]1.25 [隣]規制なし [北]5+1.25
日影規制 (対象・測定面・時間)	[対]軒の高さ 7m 超又は地階を除く階数が 3 以上 [測]1.5m [時](2)4h・2.5h



(3) 上位関連計画

1) 第5次川口市総合計画：後期基本計画 2021～2025（令和3年4月）

総合計画に以下のように位置づけられています。

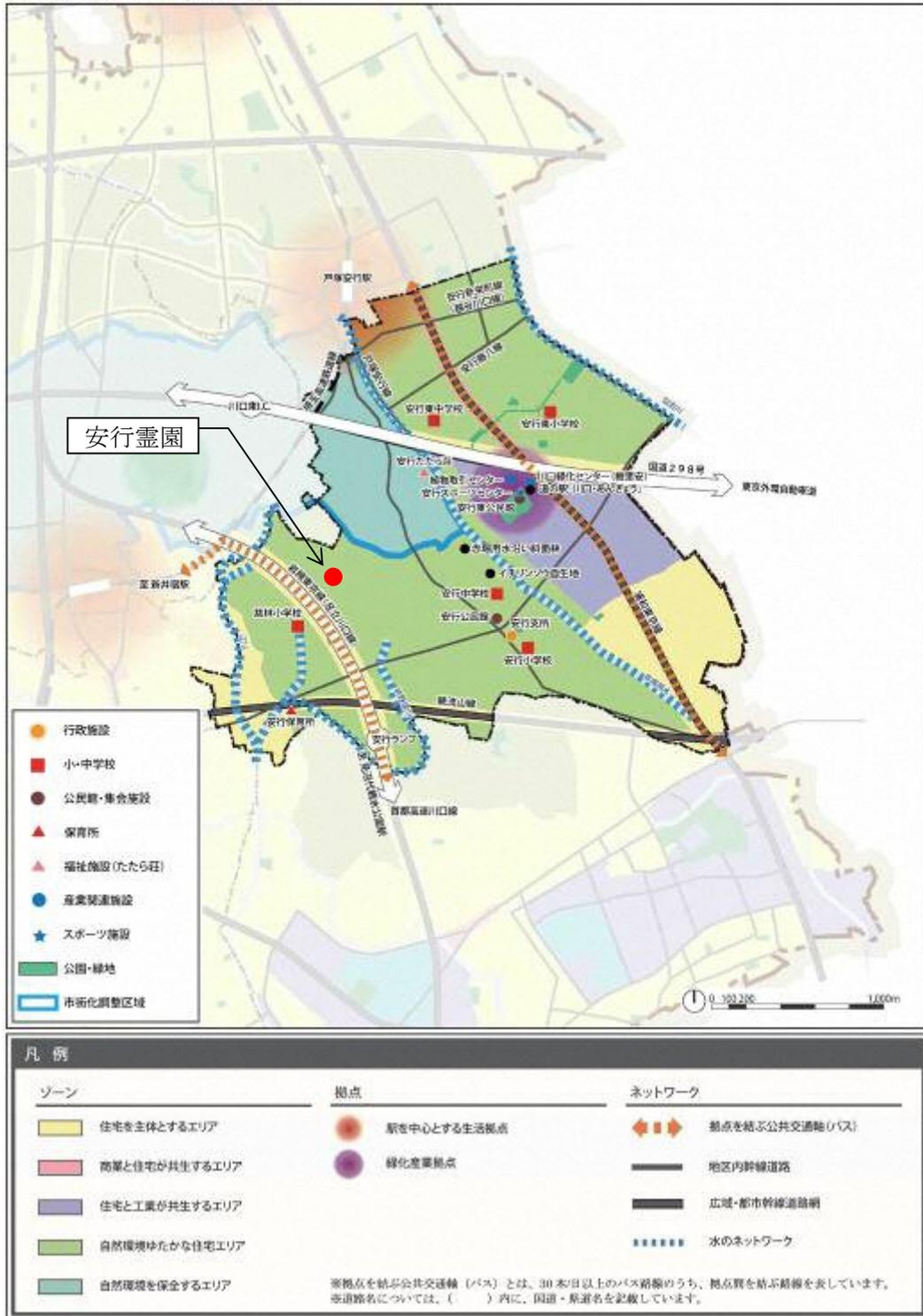
項目	内容
基本方針	<p style="text-align: center;">〔 めざす姿Ⅰ：全ての人にやさしい“生涯安心なまち” 施策4：誰もが安心して生活できる環境づくり 〕</p> <p>子どもから高齢者まで、年齢・性別、障害の有無などにかかわらず、誰もがその人らしく、安心して充実した生活ができる環境を整えます。</p>
主な背景事象	川口市安行霊園は開園後 50 年以上が経過しており、施設全体の老朽化が課題となっています。
単位施策と 主な取組	市民ニーズを踏まえた市営霊園の整備を進めます。

2. 計画対象地周辺の状況

(1) 周辺の公共公益施設

近隣の主要な公共施設としては慈林小学校（水平距離約 130m）があり、東側約 1km の位置には安行小学校、中学校、安行支所があります。

【安行地域のまちづくり方針図】



(2) 周辺の自然条件及び文化財

本地域は安行台地の樹林地や周辺の斜面林など市内でも緑豊かな地域であり、緑化産業が集積していることが特徴であるが、近年は緑化産業の営農環境が悪化し、農地の宅地化や耕作放棄地の増加が続いています。また、金剛寺などの歴史ある社寺が地域の魅力を形成しています。



■周辺文化財

<p>金剛寺山門</p>	<p>この山門は、木鼻(きばな)の絵様、形式、手法などから、江戸時代初期の建立で、典型的な江戸初期の四脚門の様式を示す貴重な建造物です。斗栱(とぎょう)には簡略化が見られますが、反りのある化粧檼(けしょうたるき)、絵様付き実肘木(さねひじき)、木鼻等の渦文(うずもん)は古式で、棟飾りには地方の特徴がみられます。またこれは、通称「金剛寺の黒門」と呼ばれており、関東大震災後の修理で檼を2本取替え、昭和33年後頃の本堂修理の際に、左右の袖を取り外し、現在に至っています。</p>
<p>金剛寺経塚</p>	<p>金剛寺は、曹洞宗の古刹で、室町時代の豪族・中田安斉入道安行の造営と伝えられています。経塚は、この由来に深く関連した遺構であり、敷地内に建つ石碑にもその由来が詳細に記されています。現存の塚は正徳2年(1712)の修復によるものであるが、発掘調査では、4103点を超える一字一石経と首を砕かれた地藏尊等が出土しています。法量は直径8.1m、高さ1.53mです。</p>

「川口市立文化財センターHP」より

(3) 安行霊園航空写真

東側は金剛寺及び社寺林、南側は農地、北側は住宅、西側は農地及び倉庫等が隣接しています。



(4) 交通施設現況

本霊園は首都高速川口線及び県道 239 号から約 300mに位置しており、車でのアプローチは県道 239 号線「安行慈林」より市道「安行第 197 号線」に至るルートとなります。

本霊園への公共交通機関でのアプローチはバス利用であり、JR 西川口駅、東川口駅、SR 埼玉高速鉄道の戸塚安行駅及び鳩ヶ谷駅よりいずれもバス停「吉岡」で下車し、徒歩 15 分となります。

■ 広域図



国道・主要地方道・その他の県道の位置

資料) 国土数値情報より作成

■ 市道位置図



3. 安行霊園の現況（本編補足）

（１）区画墓地の公募状況と申込資格要件

近年では一定数の返還が生じた場合に公募を行っています。

年度	H10 年度	H27 年度
公募区画数	3 区画	12 区画
使用料（1 区画あたり）	300,000 円	336,000 円
申込件数（倍率）	95 件（31.7 倍）	85 件（7.1 倍）

申込資格要件	①川口市に3年以上居住し、かつ住民票に記載のある日本国籍を有する者または特別永住者。 ②すでに焼骨を保有し、祭祀を司る者。（他の墓地または納骨堂等からの改葬及び生前申込みは不可） ③墓地使用許可申請期限日までに、所定の書類を提出し、かつ墓地使用料を一括納付できる者。 ④当選後、所定の期日までに墓碑等を建立できる者。 ⑤条例および規則を遵守できる者。 ⑥すでに安行霊園の墓地使用者で無いこと。 ※申込は1世帯につき1件
申込方法	申込書を郵送または持参

（２）無縁墳墓の使用状況（R3.6 月時点）

許可数	587 件
①安行霊園からの改葬	32 件
②行旅死亡人・墓埋法 9 条等による埋蔵	555 件
引取・他墓地等への改葬数	184 件（①分：0 件、②分：184 件）
現埋蔵数	403 件

- ・霊園からの改葬は、納骨壇使用者の死亡等により遺骨の引取者が見つからない場合
- ・行旅死亡人等は主に生活福祉課等からの依頼に基づき埋蔵
- ・引取や他墓地への改葬等は生活福祉課等によるもの（身元判明や寺院の合葬墓へ移すため）

(3) 来園者数等

平成 28 年から令和 2 年の平均来園者数は約 8,500 人となっています。

平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
8,985 人	8,328 人	8,588 人	8,242 人	8,266 人

令和 2 年度月別

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
331 人	378 人	380 人	630 人	1,473 人	1,437 人
10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
364 人	360 人	508 人	372 人	306 人	1,725 人

【参考：令和 3 年度の彼岸時の墓参状況調査】

実施日時：令和 3 年 9 月 23 日（午前 9 時 30 分から 12 時 30 分）

実施方法：現地での目視観測

調査結果：・午前中の墓参者延べ人数は 151 人

- ・そのうち墓参者の多い時間帯（10 時 30 分頃）では 30 分間で車 16 台、墓参者は 35 人
- ・来園者の多くが自動車を利用し、10 時 30 分からはほぼ満車の状態

(4) 管理運営の状況

霊園の管理は業務委託にて運営しています。

業務内容	・施設設備の施錠（門扉、納骨壇等） ・霊園利用者への対応（受付、案内、埋収蔵・引取等） ・施設管理（清掃、巡回、軽微な破損個所の応急処置等） ・日報作成その他
管理人数	1 人/日（3 人体制） ※盆・彼岸等の混雑時期は 2～3 人/日
清掃頻度	清掃：毎日（園内樹木の剪定及び除草等は年 2～3 回）
その他	夜間警備（警備システム）、空調設備保守、一般廃棄物処理を別に委託

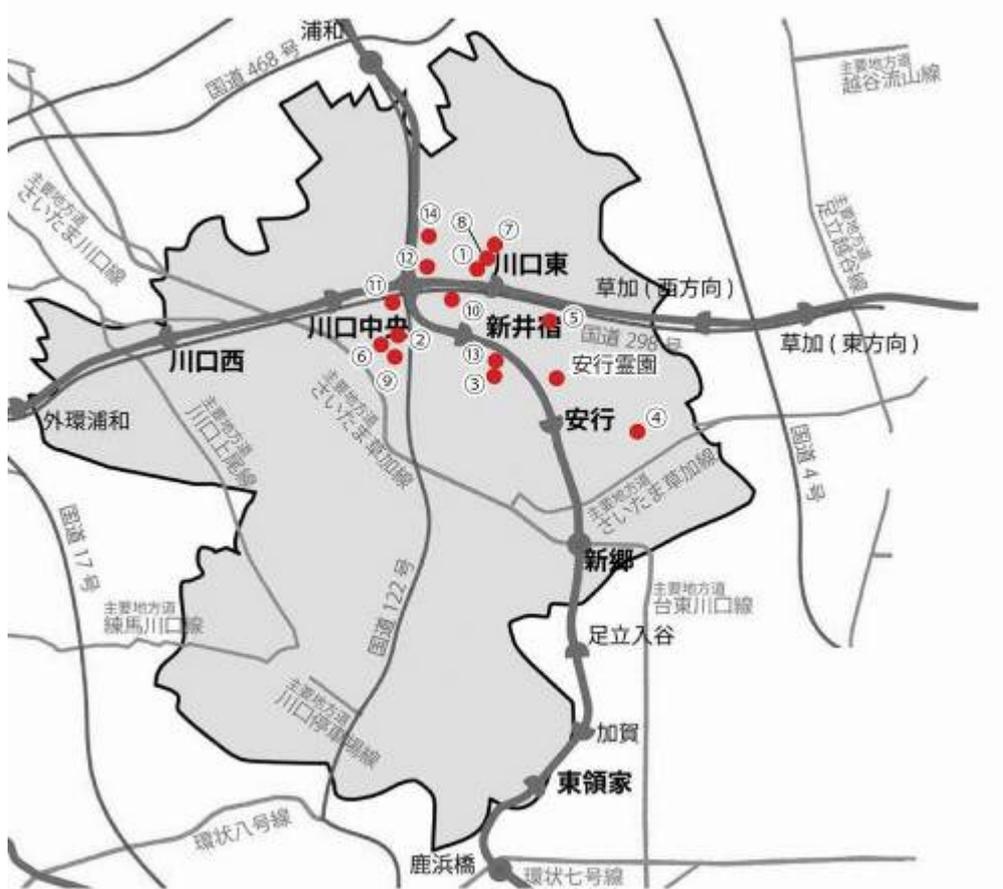
※施設の使用許可申請は保健総務課窓口で行います。

4. 民間霊園の現況（本編補足）

（1）民間霊園の分布

川口市内の民間霊園の分布は以下のとおりです。

■民間霊園（事業型）分布図



（2）民間霊園の状況

■墓地

種別	件数	区画数	備考
寺院型	115	24,694	一部区画数不明
事業型	14	16,491	
合計	129	41,185	

■納骨堂

種別	件数	区画数	備考
宗教法人経営	6	2,968	

5. 市民意識調査

(1) 市民意識調査

「令和元年度川口市安形霊園施設整備に係る調査等業務」で行った市民意識調査の結果は以下のとおりです。

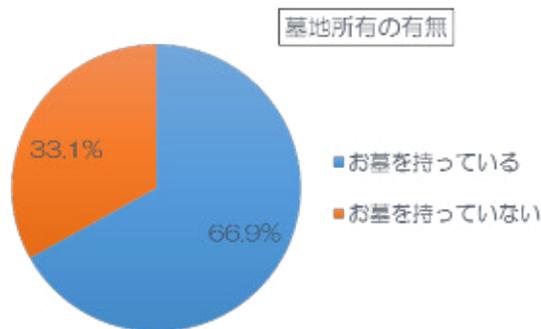
1) 市民意識調査の概要

調査目的	川口市民を対象に墓地の所有状況、必要性、意識等を把握するためアンケート調査を実施し、墓地に対する需要等の分析の基礎資料とする
調査対象・抽出方法	住民基本台帳から無作為に抽出した 40 歳以上の市民のうち、各年齢階級及び市内 10 地区の人口分布に応じたかたちで配分して抽出（同一世帯で 1 人）
調査方法	郵送発送、郵送回収
サンプル数	3,000 票
調査期間	令和元年 10 月 17 日（木）発送 令和元年 10 月 31 日（木）消印有効
有効回答数・回答率	1,131 票（回答率：37.7%）
その他	<設問項目> ・全 27 問（最終設問に自由回答） <単純集計> ・すべての設問について集計し、コメントを付している ・自由回答は意見と提案事項別に集約し、まとめている <クロス集計> ・需要推計に必要となるクロス集計項目を対象としている ・参考にアンケートでの設問番号を付している (例) [Q5 居住歴・Q6 居住意向]：表オモチ項目*表ウラ項目

2) 市民意識調査の主な傾向

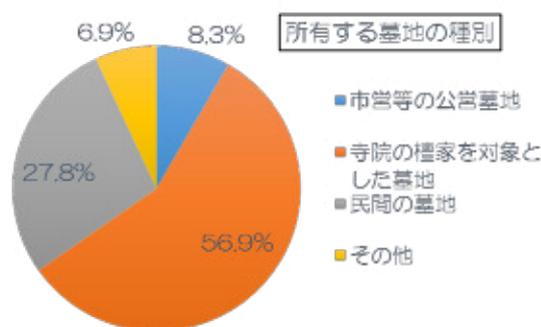
○墓地所有の有無

- ・「お墓を持っている」：66.9%
- ・「お墓を持っていない」：33.1%



○所有する墓地の種別

- ・「寺院の檀家を対象とした墓地」：56.9%
- ・「民間の墓地」：27.8%
- ・「市営等の公営墓地」：8.3%



○所有する墓地の満足度

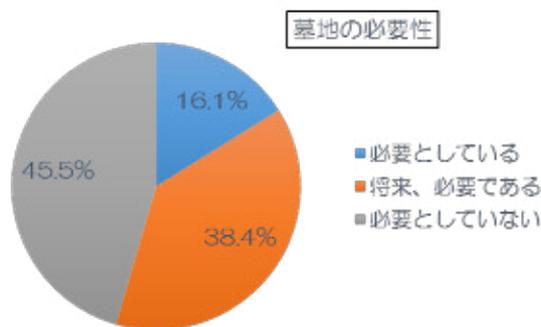
- ・「満足している」：65.8%
- ・「どちらとも言えない」：25.4%
- ・「満足していない」：8.8%

○所有する墓地に満足していない理由

- ・「自宅から遠い」：40.9%
- ・「交通の便が悪い」：17.4%
- ・「管理料が高い」：11.2%
- ・「永代管理がない」：7.1%
- ・「管理が良くない」：4.4%
- ・「面積が狭い」：4.4%
- ・「形態が良くない」：4.4%
- ・「環境が良くない」：1.9%

○墓の必要性

- ・「必要としている」：16.1%
- ・「将来、必要である」：38.4%
- ・「必要としていない」：45.5%

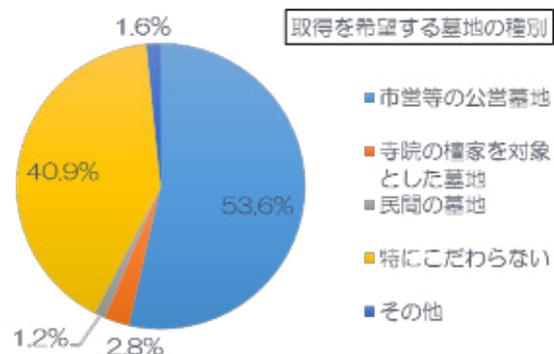


○取得時の重視条件

- ・「永代使用料や管理料などの費用」：28.3%
- ・「交通の利便性」：22.0%
- ・「永代供養ができる」：14.3%
- ・「宗派を問わない」：11.2%
- ・「墓地施設の維持管理」：9.2%
- ・「お墓の形態」：7.4%
- ・「緑や静けさや眺望などの立地環境」：5.1%
- ・「お墓の区画面積」：0.9%

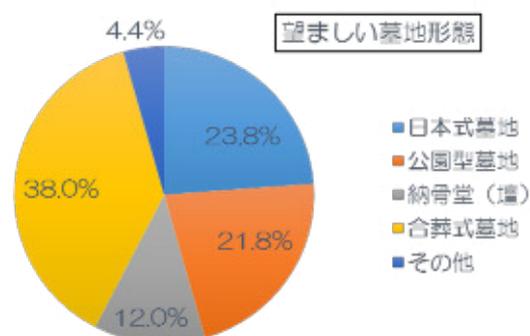
○取得を希望する墓地の種類

- ・「市営等の公営墓地」：53.4%
- ・「特にこだわらない」：40.7%
- ・「寺院の檀家を対象とした墓地」：2.8%
- ・「民間の墓地」：1.6%



○望ましい墓地形態

- ・「合葬式墓地」：38.0%
- ・「日本式墓地」：23.7%
- ・「公園型墓地」：21.9%
- ・「納骨堂（壇）」：12.0%



○希望する区画面積

- ・「1㎡程度」：30.9%
- ・「2㎡程度」：28.0%
- ・「どれでも良い」：22.1%
- ・「3㎡程度」：12.7%
- ・「3㎡以上」：4.6%

○「合葬式墓地」の利用について

- ・「積極的に利用したい」：21.4%
- ・「現在の墓地事情を考えると利用するのもしやむを得ない」：28.9%
- ・「利用するつもりは無い」：25.8%
- ・「わからない」：21.8%

○これからの「市営墓地のあり方」について

- ・「できるだけ早く合葬式墓地を供給」：41.0%
- ・「日本式や公園型の個別墓地を多く供給」：29.7%

○自由回答（カッコ内は件数）

- ・墓所形態
合葬式墓地（61）、納骨堂（28）、樹木型・樹木葬（19）、公園型墓地（17）、
日本式墓地（9）
- ・墓所・墓地特性（要望を含む）
多様な墓所形態・選択できる（21）、安価に（19）、
公園のような墓地・親しまれる墓地（15）、
誰でも利用できる・宗派を問わない（15）、できるだけ早く（15）、
子や孫、家族親族に迷惑をかけない（13）等

3) 市民意識調査の結果一覧

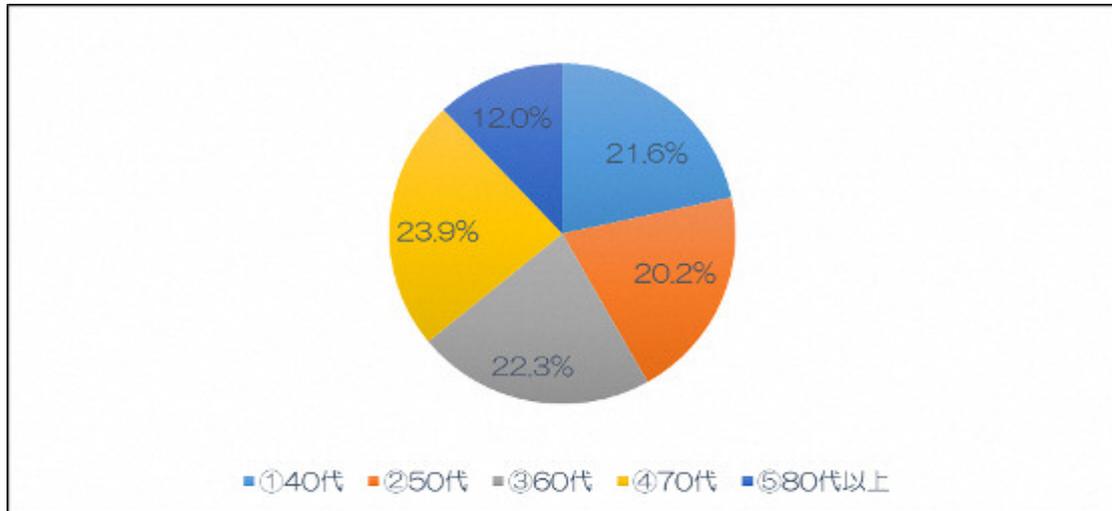
番号	質問項目	回 答
問 1	回答者の年代	「40代」から「70代」までがそれぞれ20%程度あり、「80代」以上も12%を占めている。
問 2	回答者の続柄	「長男」(25.9%)、「長女」(28.7%)、「長男以外」(22.9%)、「長女以外」(22.4%)で、男女とも長子の比率がやや高い
問 3	回答者の家族構成	「2世代(親と子)」が47.9%と最も多く、次いで「夫婦のみ」(27.2%)、「単身世帯」(15.1%)、「3世代(親と子と孫)」(8.2%)の順
問 4	回答者の居住地区	「青木」、「芝」、「南平」、「鳩ヶ谷」、「戸塚」、「中央」、「神根」、「横曽根」、「安行」、「新郷」の各地区順
問 5	川口市での居住暦	市内居住年数は「25年以上」の人が67.5%と高率を示している。
問 6	川口市での居住希望	「ずっと住むつもり」が65.5%で「当分は住むつもり」(22.1%)と合わせ87.6%を占める。
問 7	墓地所有の有無	「お墓を持っている」が66.9%、「お墓を持っていない」が33.1%である。
問 8	所有する墓地の来歴	「お墓を持っている」人の取得は、「自分の親が購入した」(34.5%)、「自分で購入した」(32.1%)、「先祖代々のお墓を引き継いだ」(29.6%)の順で、ほぼ3分されている。
問 9	所有する墓地の所在地	川口市内が43.5%を占めており、これに近隣市(10.9%)、その他埼玉県内(8.4%)を加えると62.8%となる。一方関東各県(25.0%)やその他県(12.3%)も多い。
問 10	所有する墓地の種類	「寺院の檀家を対象とした墓地」(56.9%)が最も多く、次いで「民間の墓地」(27.8%)の順である。「市営等の公営墓地」(8.3%)は比率が限られている。
問 11	所有する墓地への墓参頻度	「年に2, 3回」(49.5%)、「年に1回」(12.7%)、「概ね隔月ごと」(10.1%)、「数年に1度」(9.0%)、「毎月」(7.9%)の順
問 12	所有する墓地の満足度	「満足している」(65.8%)が2/3と多いが、「どちらとも言えない」(25.4%)や「満足していない」(8.8%)とする人たちもいる。
問 13	所有する墓地に満足していない理由	「自宅から遠い」(40.9%)、「交通の便が悪い」(17.4%)とアクセスについてが上げられ、次いで「管理料が高い」(11.2%)、「永代管理がない」(7.1%)、「管理が良くない」(4.4%)と管理に関する事項が続く。施設や環境については「面積が狭い」(4.4%)、「形態が良くない」(4.4%)、「環境が良くない」(1.9%)と低位である。
問 14	所有する墓地の他の場所への移転	「移転を考えている」人が30.8%、「考えていない」人69.2%となっている。
問 15	墓の必要性	いま「必要としている」人が16.1%、「将来、必要である」とする人が38.4%、合わせて54.5%が必要としている。一方「必要としていない」人が45.5%いる。
問 16	墓地が必要である理由	「遺骨を納めたい」との現在の実需は22.8%である。潜在的な需要である「生前に自分のお墓を用意したい」(25.2%)、「家族のため将来に備え確保したい」(35.0%)、「現在持っているお墓から移転したい」(15.7%)は、合わせると75.9%に及び。

番号	質問項目	回答
問 17	取得時の重視条件	「永代使用料や管理料などの費用」(28.3%)、「交通の利便性」(22.0%)、「永代供養ができる」(14.3%)、「宗派を問わない」(11.2%)、「墓地施設の維持管理」(9.2%)、「お墓の形態」(7.4%)、「緑や静けさや眺望などの立地環境」(5.1%)と続く。「お墓の区画面積」(0.9%)は低位である。
問 18	取得する墓地の種類	「市営等の公営墓地」が過半の 53.4%で、次いで「特にこだわらない」が 40.7%となっている。さらに「寺院の檀家を対象とした墓地」(2.8%)、「民間の墓地」(1.6%)の順
問 19	お墓の取得時期	「わからない」が 26.8%で最も多く、「10年以内」がほぼ同値の 26.0%である。 「5年以内」(19.2%)、「20年以内」(18.4%)もほぼ同値で次いでいる。「20年以上先」(9.6%)はやや低くなる。
問 20	必要としない理由	「子孫に負担をかけたくない」が 40.3%で最多である。「墓の面倒を見る人がいない」(21.4%)と「墓はつukらない考え」(20.6%)が同値、そして「予定している墓がある」(11.5%)の順となっている。
問 21	望ましい墓地形態	「合葬式墓地」(38.0%)が最多で、「日本式墓地」(23.7%)と「公園型墓地」(21.9%)がほぼ同値、さらに「納骨堂(壇)」(12.0%)の順
問 22	希望する区画面積	「1㎡程度」(30.9%)と「2㎡程度」(28.0%)がほぼ同値であり、次いで「どれでも良い」(22.1%)となる。そして広めの「3㎡程度」(12.7%)、「3㎡以上」(4.6%)の順。
問 23	利用する家族等の範囲	「先祖代々」(28.7%)、「親子」(28.6%)、「わからない」(26.4%)がほぼ同値で、そして「夫婦」(9.5%)、「個人」(3.5%)と続く。
問 24	自宅からの所要時間	「30分以内」(45.8%)が最多で、「1～2時間くらいまで」(42.6%)が次いでいる。「日帰りができる範囲」(8.7%)は少ない。
問 25	「合葬式墓地」の利用について	積極的な「利用したい」(21.4%)と「現在の墓地事情を考えると利用するのめやむを得ない」(28.9%)と受容するものを合わせ、50.3%が受け入れている。一方、利用するつもりは無い(25.8%)とするものや「わからない」(21.8%)とするものも多い。
問 26	これからの「市営墓地のあり方」について	「できるだけ早く合葬式墓地を供給」が 41.0%と最も多く、次いで「日本式や公園型の個別墓地を多く供給」(29.7%)が続く。
問 27	川口市が施策を進めるに当たっての意見や提案	【市営墓地に対する態度】 推進を(68)、疑義・不要・反対(18)、墓地形態に反対(5) 【墓所形態】 合葬式墓地(61)、納骨堂(28)、樹木型・樹木葬(19)、公園型墓地(17)、日本式墓地(9) 【墓所・墓地特性(要望を含む)】 多様な墓所形態・選択できる(21)、安価に(19)、公園のような墓地・親しまれる墓地(15)、誰でも利用できる・宗派を問わない(15)、できるだけ早く(15)、子や孫、家族親族に迷惑をかけない(13)等

4) 設問ごとの集計結果

問1. あなたはどの年代にあてはまりますか

1. 40代 2. 50代 3. 60代 4. 70代 5. 80代以上

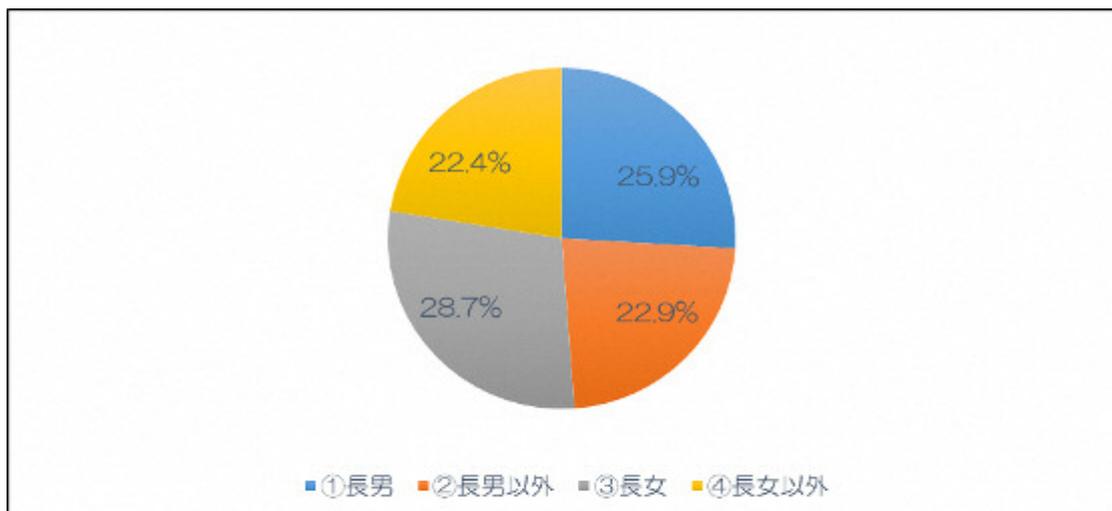


○傾向 (N=1122)

- ・回答者の年代分布は、「40代」から「70代」までが20%程度で、ほぼ均等である。「80代」以上も12%を占めており、「60代」以上が58%と過半である。

問2. 兄弟・姉妹の中であなたの続柄を教えてください

1. 長男 2. 長男以外 3. 長女 4. 長女以外

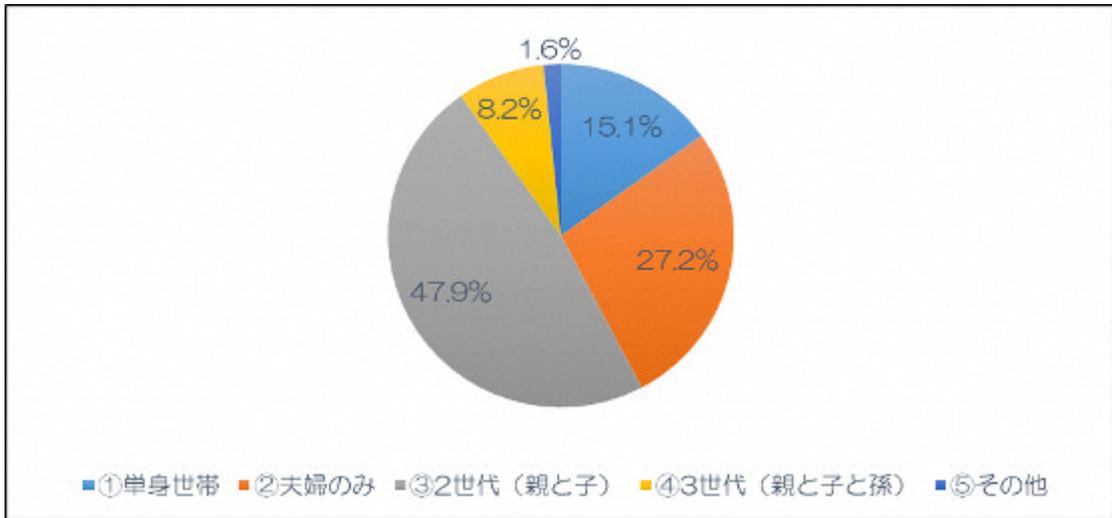


○傾向 (N=1110)

- ・続柄では、「長男」(25.9%)、「長女」(28.7%)、「長男以外」(22.9%)、「長女以外」(22.4%)で、男女とも長子の比率がやや高い。男女別ではほぼ5割ずつとなっている。

問3. あなたの家族構成を教えてください

1. 単身世帯 2. 夫婦のみ 3. 2世代（親と子） 4. 3世代（親と子と孫） 5. その他

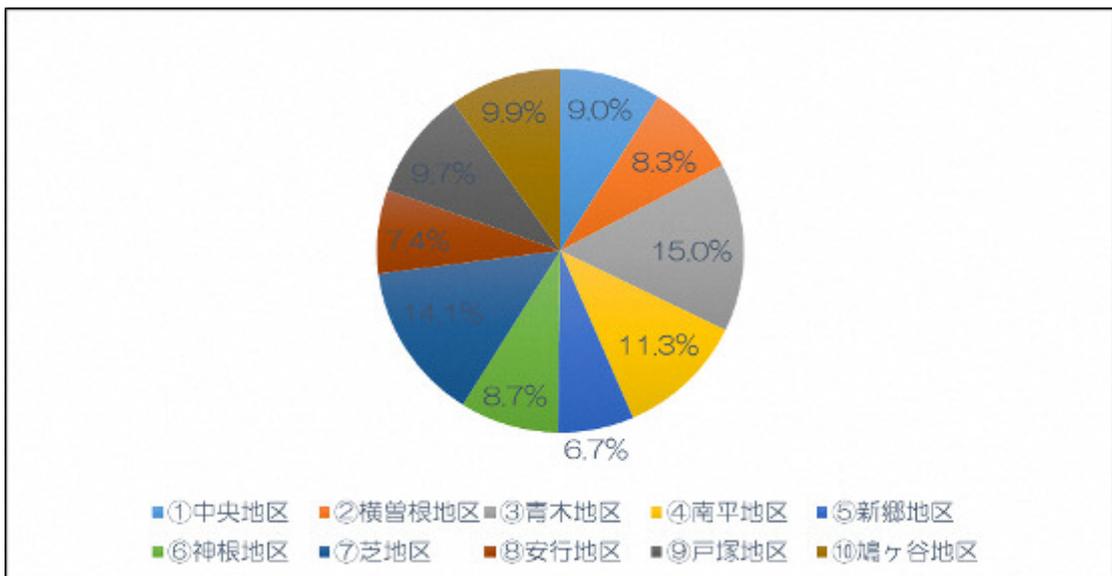


○傾向 (N=1119)

- ・「2世代（親と子）」が 47.9%と最も多く、次いで「夫婦のみ」(27.2%)、「単身世帯」(15.1%)である。これらで90%となり、家族構成の変化により墓地需要もこれまでと異なるニーズがますます高まると考えられる。

問4. あなたはどちらの地区にお住まいですか

1. 中央地区 2. 横曽根地区 3. 青木地区 4. 南平地区 5. 新郷地区 6. 神根地区
7. 芝地区 8. 安行地区 9. 戸塚地区 10. 鳩ヶ谷地区

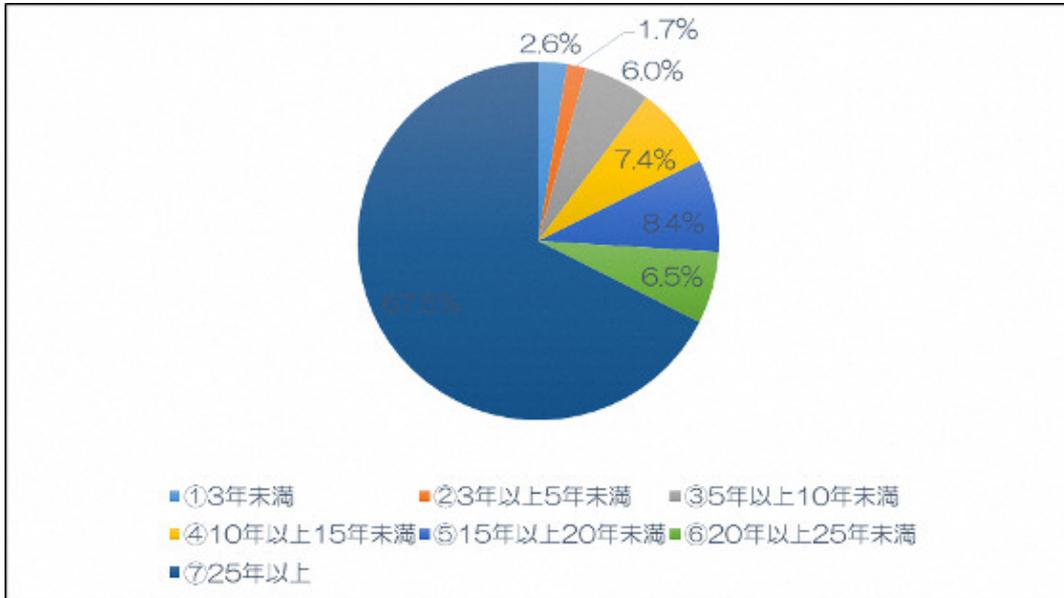


○傾向 (N=1103)

- ・「青木」、「芝」、「南平」、「鳩ヶ谷」、「戸塚」、「中央」、「神根」、「横曽根」、「安行」、「新郷」の各地区順で、おおむね居住者数の比率に近くなっている。

問5. あなたは川口市に何年ぐらいお住まいになっていますか

1. 3年未満 2. 3年以上5年未満 3. 5年以上 10年未満 4. 10年以上 15年未満
 5. 15年以上 20年未満 6. 20年以上 25年未満 7. 25年以上

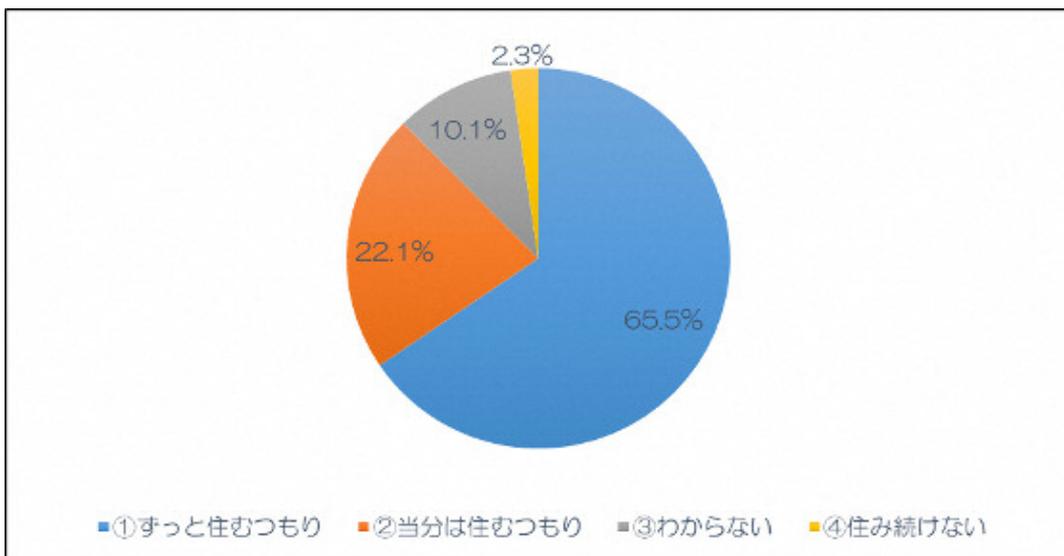


○傾向 (N=1124)

- ・回答者の年齢が高めであることから、市内居住年数は「25年以上」の人が67.5%と高率を示している。

問6. あなたは川口市に住み続けたいとお考えですか

1. ずっと住むつもり 2. 当分は住むつもり 3. わからない 4. 住み続けたい

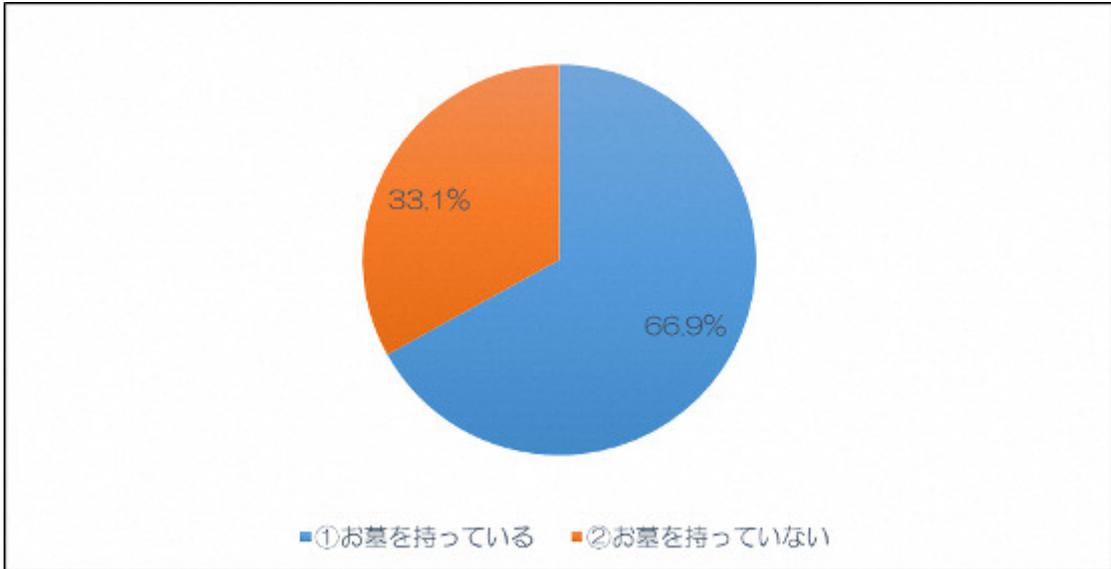


○傾向 (N=1119)

- ・「ずっと住むつもり」が65.5%で、「当分は住むつもり」の22.1%と合わせ87.6%を占める。

問7. あなたは、現在、お墓をお持ちですか（引き継ぐ予定のお墓も含む）

- 1. お墓を持っている> 問8へ
- 2. お墓を持っていない> 問15へ



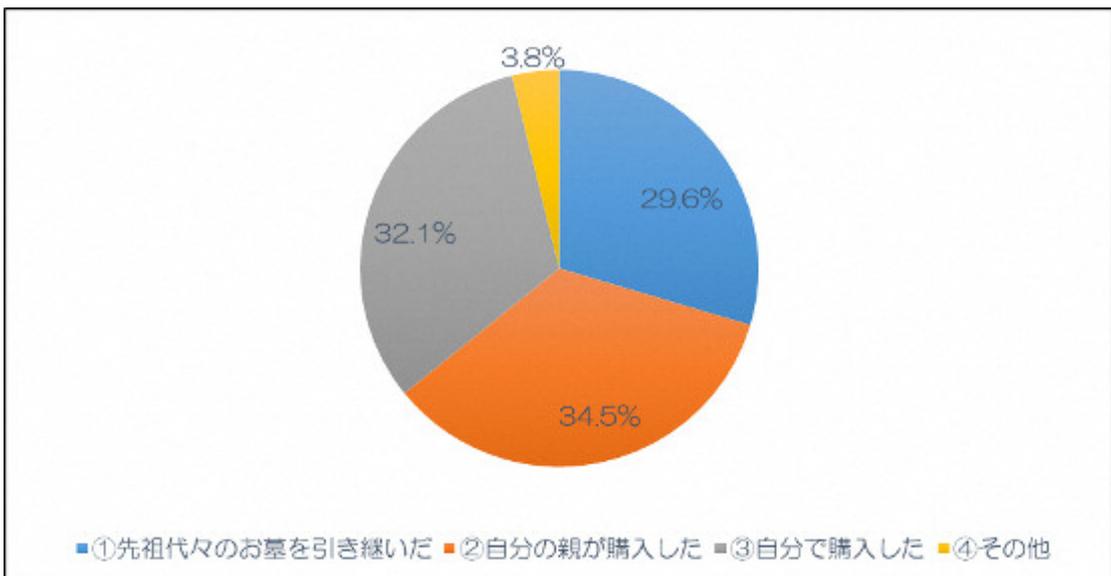
○傾向 (N=1113)

- ・「お墓を持っている」が66.9%、「お墓を持っていない」が33.1%である。

<以下、お墓を持っている人>

問8. お持ちのお墓はどのようにして取得したものですか

- 1. 先祖代々のお墓を引き継いだ
- 2. 自分の親が購入した
- 3. 自分で購入した
- 4. その他

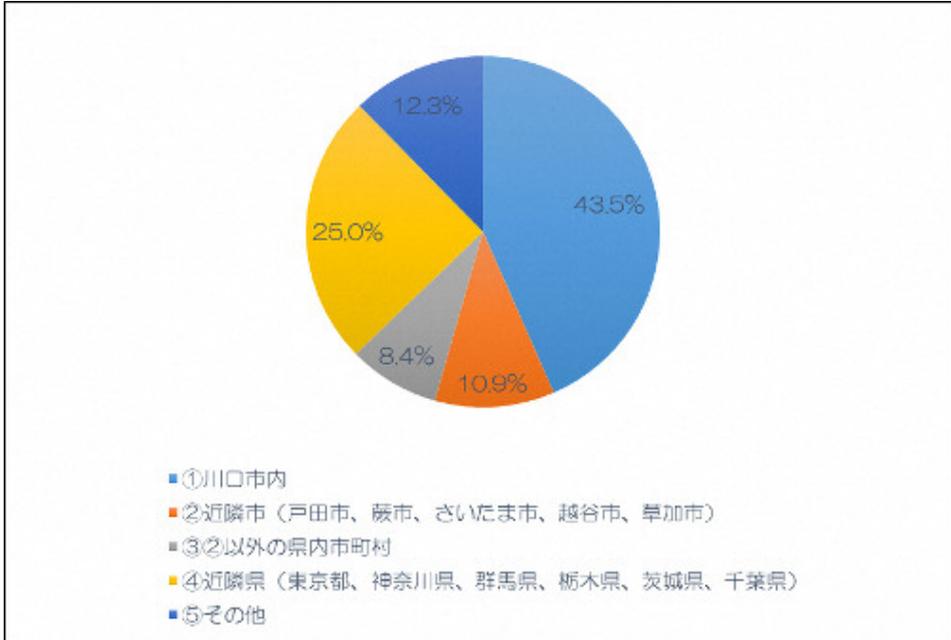


○傾向 (N=736)

- ・「お墓を持っている」人の取得は、「自分の親が購入した」(34.5%)、「自分で購入した」(32.1%)、「先祖代々のお墓を引き継いだ」(29.6%) の順で、ほぼ3分されている。

問9. お墓はどこにありますか

- 1. 川口市内
- 2. 近隣市（戸田市、蕨市、さいたま市、越谷市、草加市）
- 3. 2.以外の県内市町村
- 4. 近隣県（東京都、神奈川県、群馬県、栃木県、茨城県、千葉県）
- 5. その他

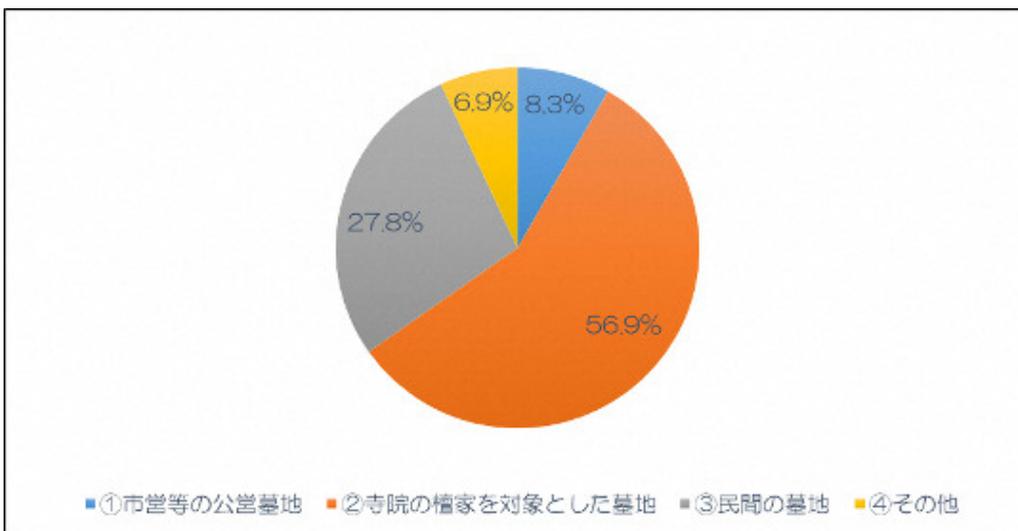


○傾向（N=741）

・川口市内が43.5%を占めており、これに近隣市(10.9%)、その他埼玉県内(8.4%)を加えると62.8%となる。一方関東各県(25.0%)やその他県(12.3%)も多い。

問10. お持ちのお墓はどのようなところですか

- 1. 市営等の公営墓地
- 2. 寺院の檀家を対象とした墓地
- 3. 民間の墓地
- 4. その他

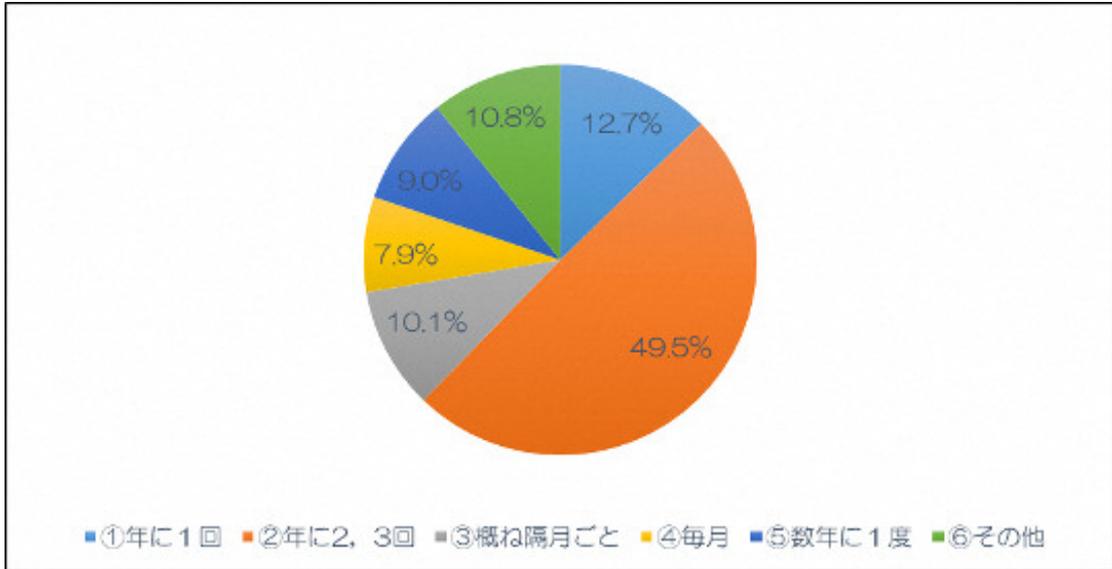


○傾向（N=734）

・「寺院の檀家を対象とした墓地」(56.9%)が最も多く、次いで「民間の墓地」(27.8%)の順である。「市営等の公営墓地」(8.3%)は比率が限られている。

問1 1. お持ちのお墓には年にどのくらいお参りされますか

1. 年に1回 2. 年に2, 3回 3. 概ね隔月ごと 4. 毎月 5. 数年に1度
6. その他

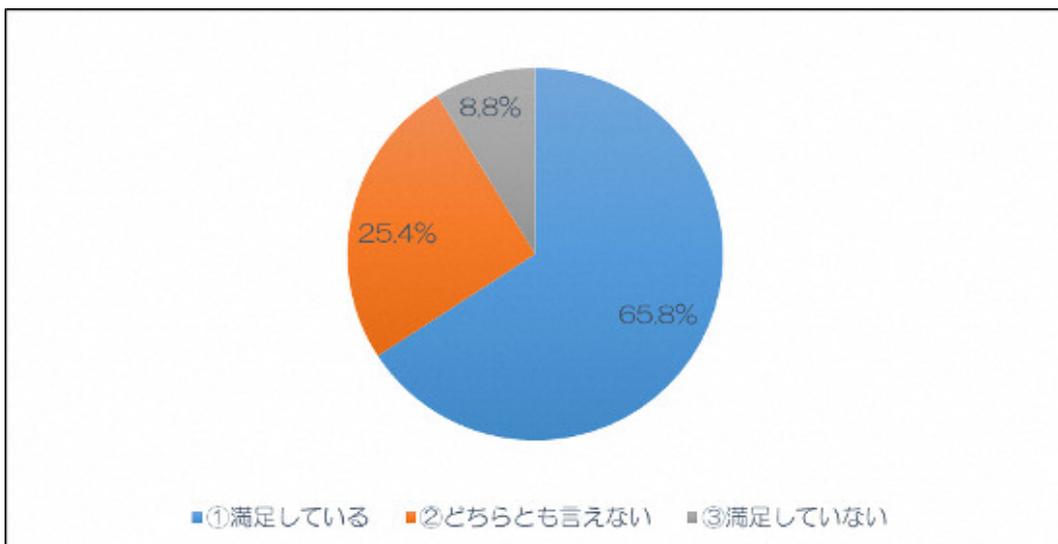


○傾向 (N=723)

- ・「年に2, 3回」(49.5%)、「年に1回」(12.7%)、「概ね隔月ごと」(10.1%)、「数年に1度」(9.0%)、「毎月」(7.9%)の順となっている。

問1 2. 現在、お持ちのお墓に満足していますか

1. 満足している→ 問21へ
2. どちらとも言えない }→ 問13へ
3. 満足していない }

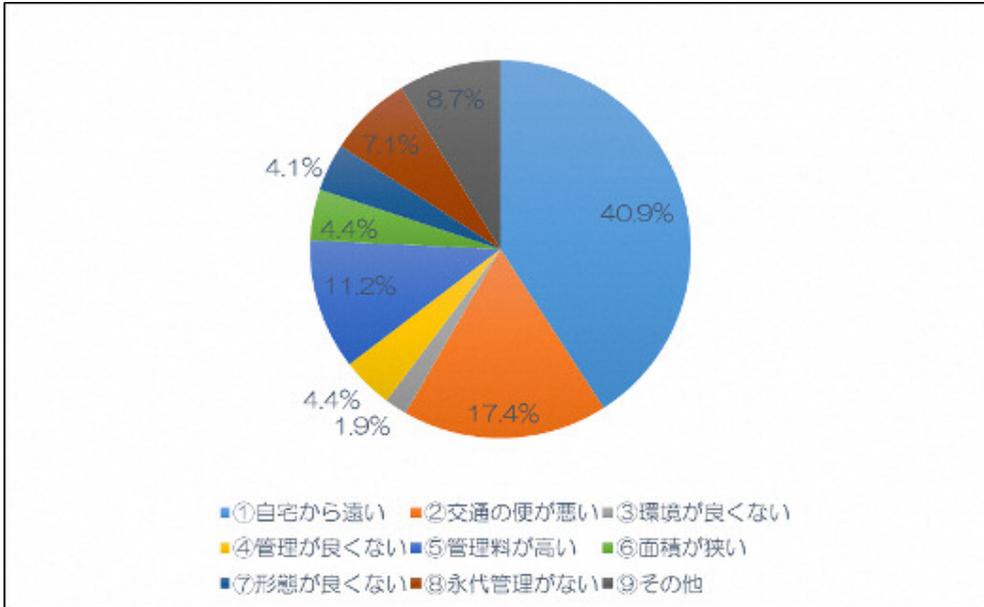


○傾向 (N=731)

- ・「満足している」(65.8%)が2/3と多いが、「どちらとも言えない」(25.4%)や「満足していない」(8.8%)とする人たちもいる。

問13. 現在のお墓に満足していない理由を教えてください

1. 自宅から遠い 2. 交通の便が悪い 3. 環境が良くない 4. 管理が良くない 5. 管理料が高い
 6. 面積が狭い 7. 形態が良くない 8. 永代管理がない 9. その他

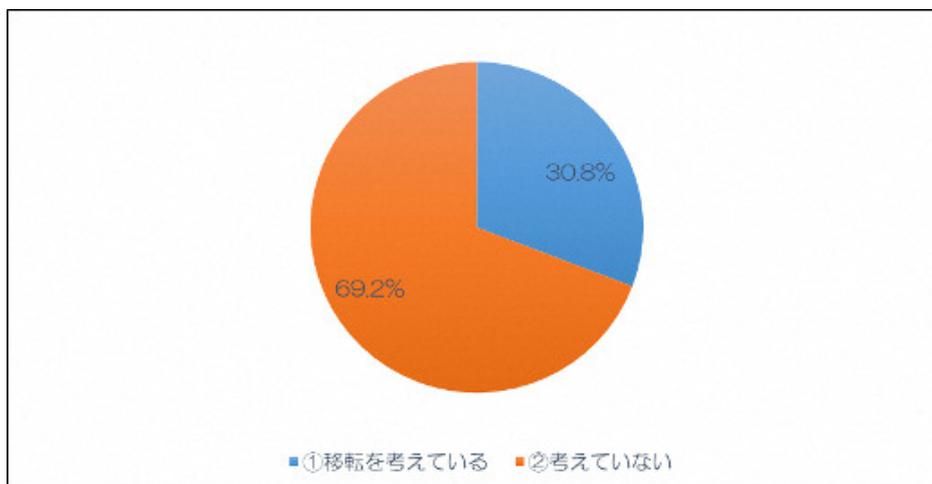


○傾向 (N=367)

・「自宅から遠い」(40.9%)、「交通の便が悪い」(17.4%)とアクセスについてが上げられ、次いで「管理料が高い」(11.2%)、「永代管理がない」(7.1%)、「管理が良くない」(4.4%)と管理に関する事項が続く。施設や環境については「面積が狭い」(4.4%)、「形態が良くない」(4.4%)、「環境が良くない」(1.9%)と低位である。

問14. 他の場所へ、お墓の移転をお考えですか

1. 移転を考えている→ 問15へ
 2. 考えていない→ 問21へ

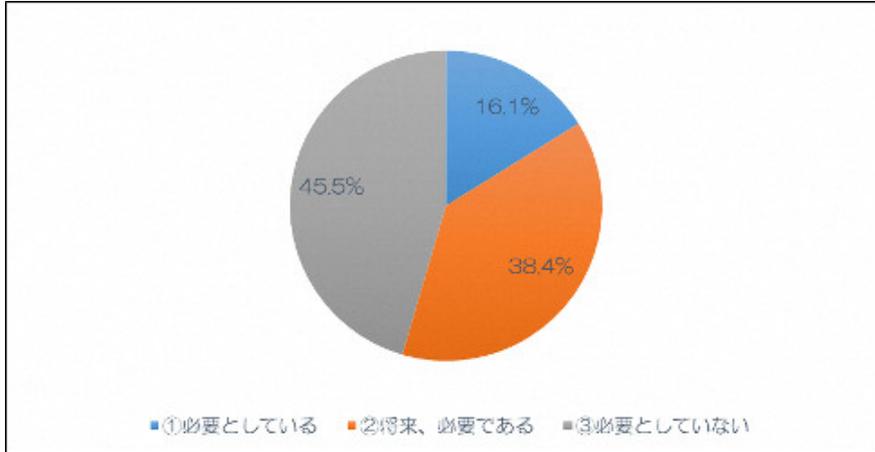


○傾向 (N=250)

・お墓の「移転を考えている」人が30.8%、「考えていない」人69.2%となっている。

問15. あなたはお墓を必要としていますか

- 1. 必要としている
 - 2. 将来、必要である
 - 3. 必要としていない
-→ 問16へ
.....→ 問20へ

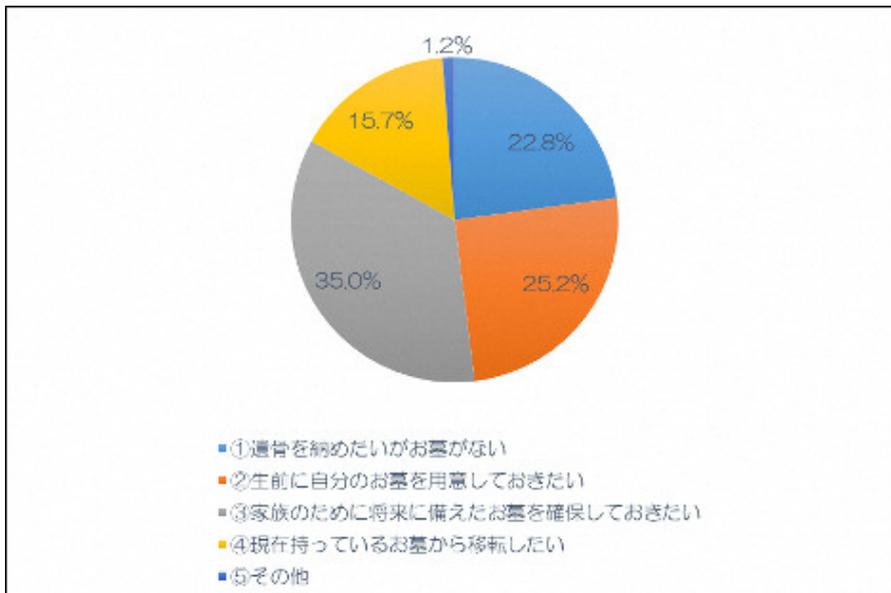


○傾向 (N=453)

・いま「必要としている」人が 16.1%、「将来、必要である」とする人が 38.4%、合わせて 54.5%が必要としている。一方「必要としていない」人が 45.5%いる。

問16. 必要である理由を教えてください

- 1. 遺骨を納めたいがお墓がない
- 2. 生前に自分のお墓を用意しておきたい
- 3. 家族のために将来に備えたお墓を確保しておきたい
- 4. 現在持っているお墓から移転したい
- 5. その他

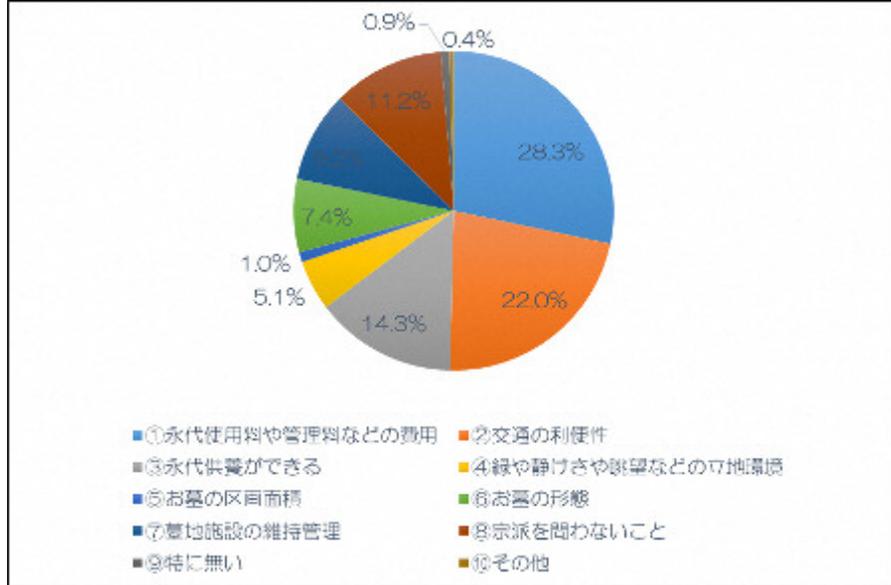


○傾向 (N=254)

・必要とする人のうち、「遺骨を納めたい」との現在の実需は 22.8%である。潜在的な需要である「生前に自分のお墓を用意したい」(25.2%)、「家族のため将来に備え確保したい」(35.0%)、「現在持っているお墓から移転したい」(15.7%)は、合わせると 75.9%に及ぶ。

問17. お墓を取得するときに重視される条件はどのようなことですか（3つまで選択）

- | | | |
|--------------------|--------------|-------------|
| 1. 永代使用料や管理料などの費用 | 2. 交通の利便性 | 3. 永代供養ができる |
| 4. 緑や静けさや眺望などの立地環境 | 5. お墓の区画面積 | 6. お墓の形態 |
| 7. 墓地施設の維持管理 | 8. 宗派を問わないこと | 9. 特に無い |
| 10. その他 | | |

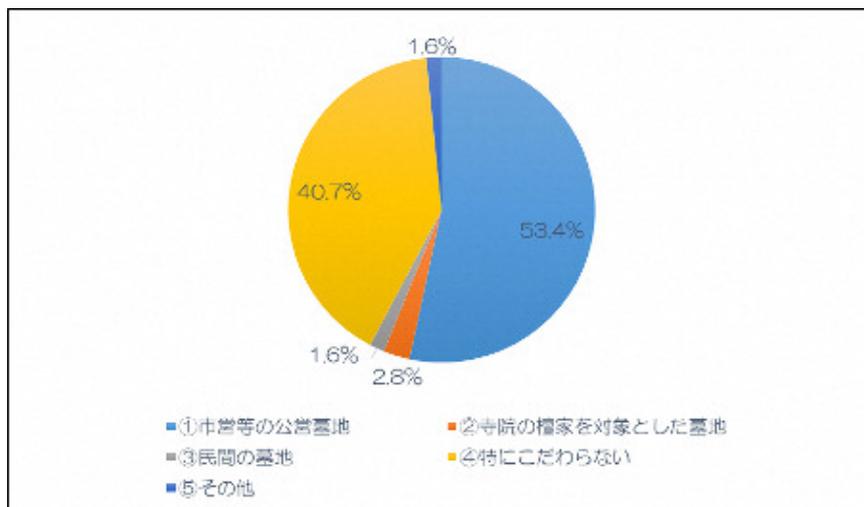


○傾向（N=685）

- ・重視する条件としては、「永代使用料や管理料などの費用」(28.3%)、「交通の利便性」(22.0%)、「永代供養ができる」(14.3%)、「宗派を問わない」(11.2%)、「墓地施設の維持管理」(9.2%)、「お墓の形態」(7.4%)、「緑や静けさや眺望などの立地環境」(5.1%)と続く。「お墓の区画面積」(0.9%)は低位である。

問18. お墓を取得するとしたら、どのようなところを望まれますか

- | | | |
|-------------|------------------|----------|
| 1. 市営等の公営墓地 | 2. 寺院の檀家を対象とした墓地 | 3. 民間の墓地 |
| 4. 特にこだわらない | 5. その他 | |

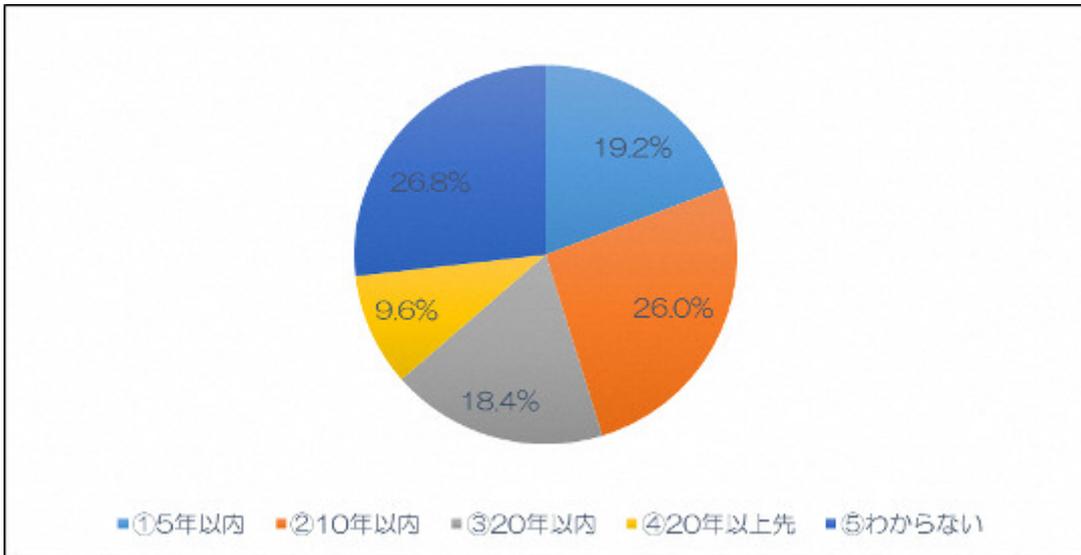


○傾向（N=253）

- ・取得希望は、「市営等の公営墓地」が過半の 53.4%で、次いで「特にこだわらない」が 40.7%となり、さらに「寺院の檀家を対象とした墓地」(2.8%)、「民間の墓地」(1.6%)の順となる。

問19. お墓を取得するとしたら、時期はいつ頃とお考えですか

1. 5年以内 2. 10年以内 3. 20年以内 4. 20年以上先 5. わからない

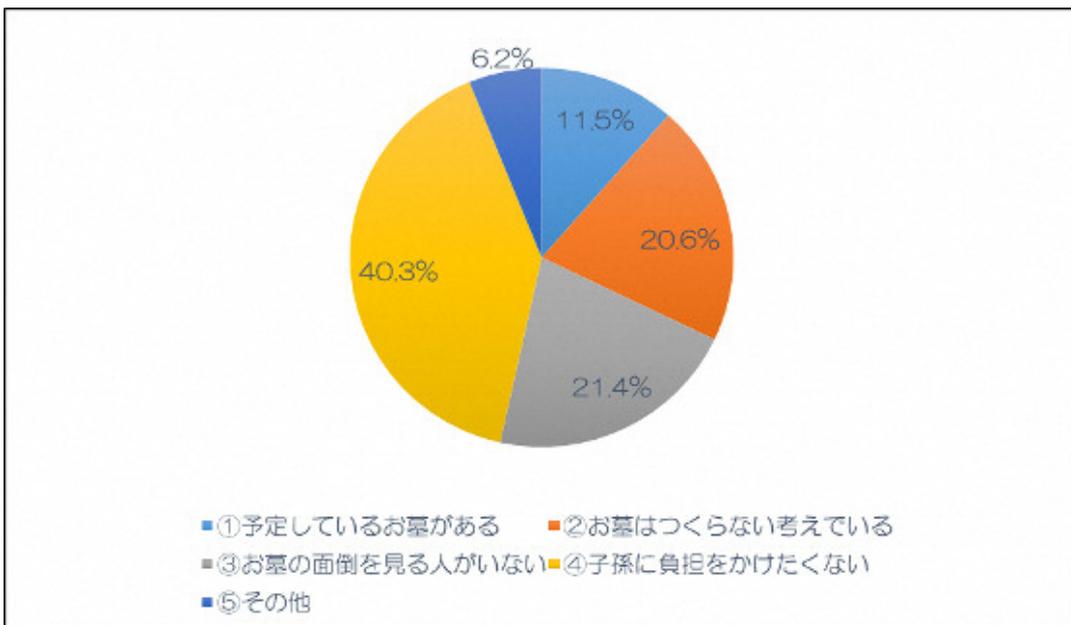


○傾向 (N=250)

- ・「わからない」が26.8%で最も多く、「10年以内」がほぼ同値の26.0%である。「5年以内」(19.2%)、「20年以内」(18.4%)もほぼ同値で次いでいる。「20年以上先」(9.6%)はやや低くなる。

問20. 必要としない理由を教えてください

1. 予定しているお墓がある 2. お墓はつくらない考えている 3. お墓の面倒を見る人がいない
4. 子孫に負担をかけたくない 5. その他

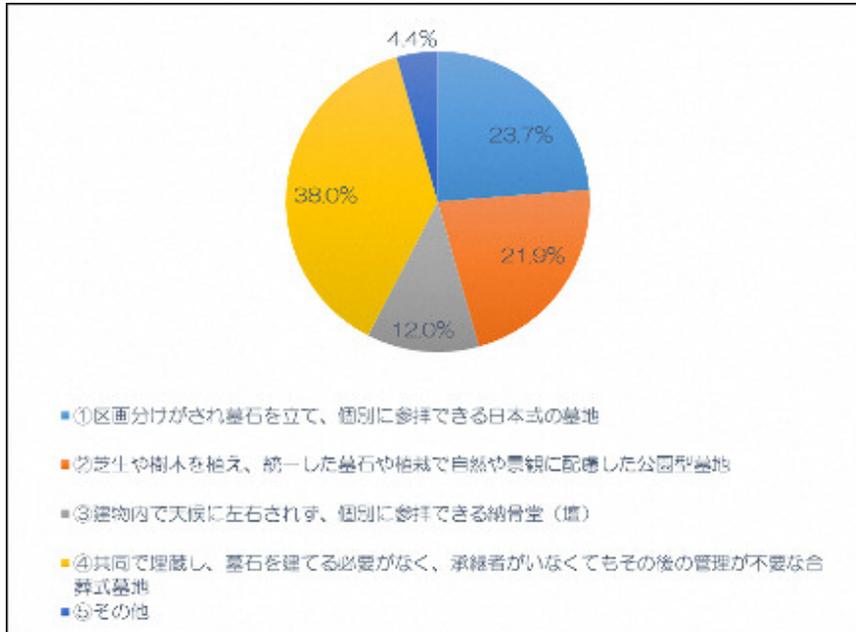


○傾向 (N=243)

- ・お墓を必要としない理由は、「子孫に負担をかけたくない」が40.3%で最多である。「墓の面倒を見る人がいない」(21.4%)と「墓はつくらない考え」(20.6%)がほぼ同値、そして「予定している墓がある」(11.5%)の順となっている。

問21. 近年お墓の形態も多様化していますが、どのような形態のお墓が良いと考えますか

- 1. 区画分けがされ墓石を立て、個別に参拝できる日本式の墓地
 - 2. 芝生や樹木を植え、統一した墓石や植栽で自然や景観に配慮した公園型墓地
 - 3. 建物内で天候に左右されず、個別に参拝できる納骨堂（壇）
 - 4. 共同で埋蔵し、墓石を建てる必要がなく、承継者がいなくてもその後の管理が不要な合葬式墓地
 - 5. その他
- }→ 問22へ
}→ 問23へ

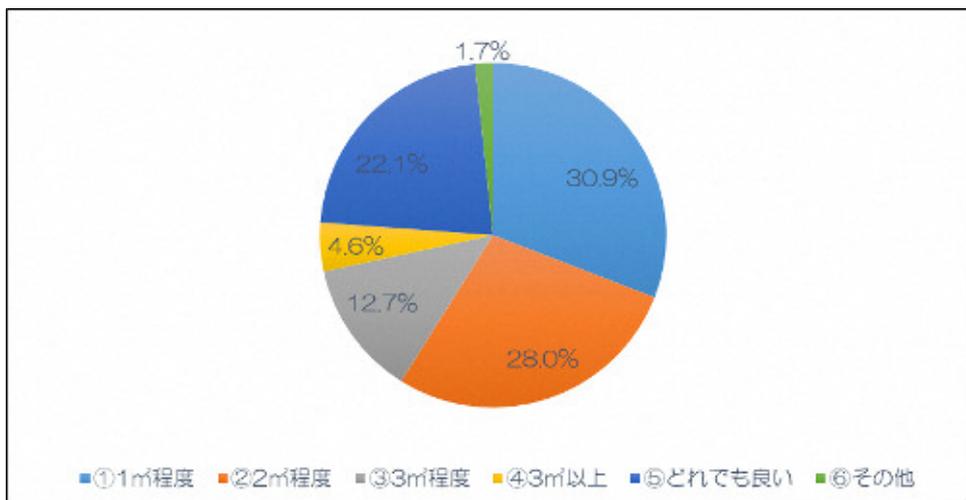


○傾向 (N=1024)

・好ましいとするお墓の形態は、「合葬式墓地」(38.0%)が最多で、「日本式墓地」(23.7%)と「公園型墓地」(21.9%)がほぼ同値、さらに「納骨堂（壇）」(12.0%)の順である。

問22. お墓の区画はどの位の面積を希望されますか

- 1. 1㎡程度
- 2. 2㎡程度
- 3. 3㎡程度
- 4. 3㎡以上
- 5. どれでも良い
- 6. その他

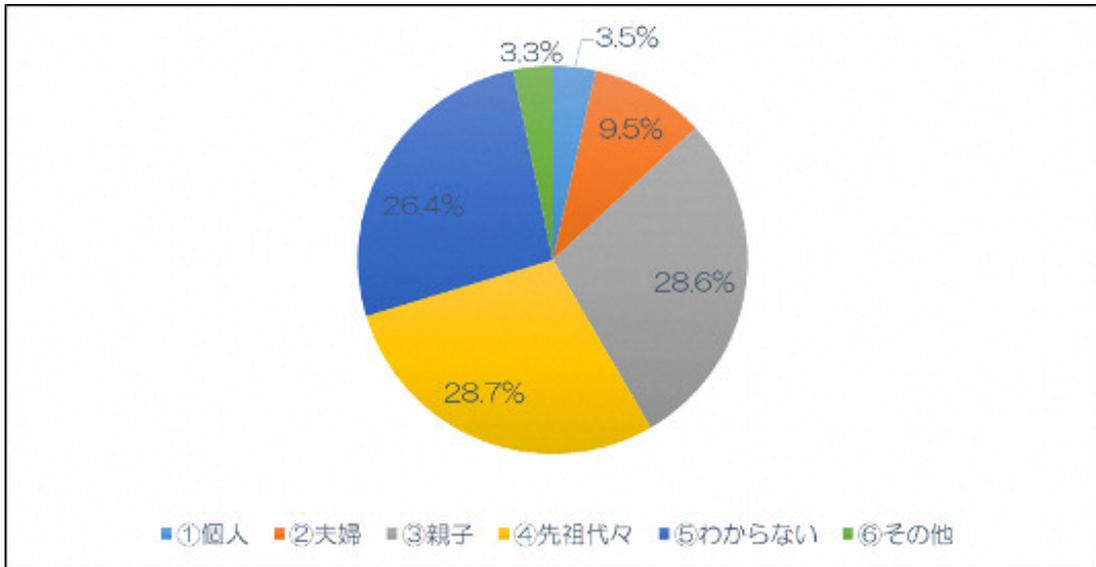


○傾向 (N=479)

・「1㎡程度」(30.9%)と「2㎡程度」(28.0%)がほぼ同値であり、次に「どれでも良い」(22.1%)となる。そして広めの「3㎡程度」(12.7%)、「3㎡以上」(4.6%)の順である。

問23. お墓を利用する家族等の範囲はどこまでが良いと考えていますか

1. 個人 2. 夫婦 3. 親子 4. 先祖代々 5. わからない 6. その他

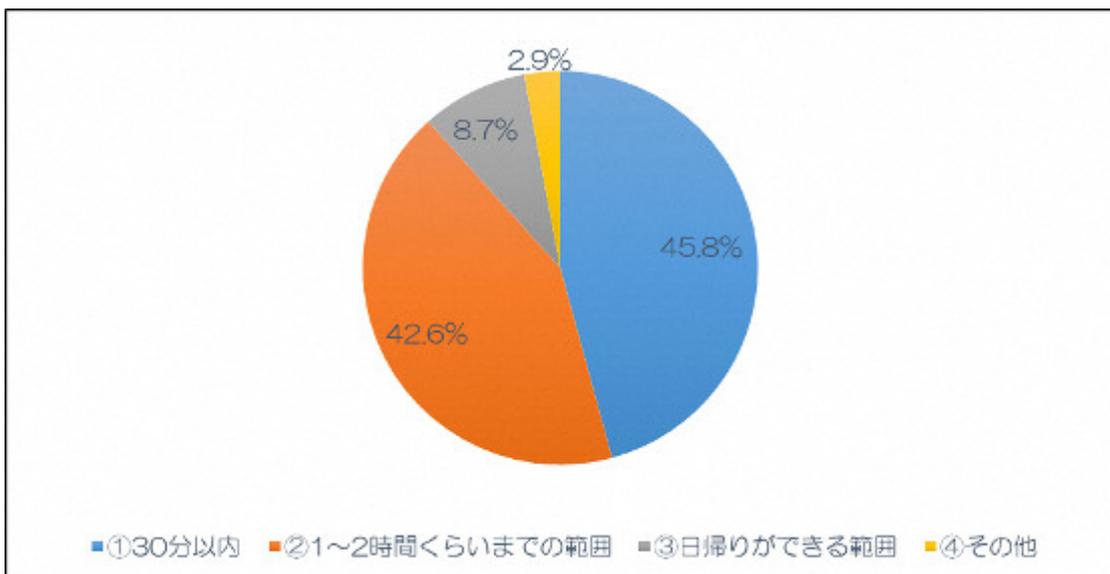


○傾向 (N=1071)

- ・利用する家族等の範囲は、「先祖代々」(28.7%)、「親子」(28.6%)、「わからない」(26.4%)がほぼ同値で、そして「夫婦」(9.5%)、「個人」(3.5%)と続く。

問24. あなたは自宅からお墓までの時間がどのくらいまでであれば利用したいとお考えですか

1. 30分以内 2. 1～2時間くらいまでの範囲 3. 日帰りができる範囲 4. その他



○傾向 (N=1059)

- ・望ましいお墓までの所要時間は、「30分以内」(45.8%)が最多で、「1～2時間くらいまで」(42.6%)が次いでいる。「日帰りができる範囲」(8.7%)は少ない。

問27. 「市営墓地のあり方」について川口市が施策を進めるに当たって、ご意見やご提案がございましたら、自由にご記入ください

※全回収票 1,131 票のうち、自由記入のあった 190 票（無効票 5 票除く）に述べ 418 事項の意見・提案があり、各事項について代表的な意見・提案コメントを要約して以下に掲載します。

項目	意見・提案	票数
○墓地需要について	<ul style="list-style-type: none"> ・これからは墓地の需要が増える ・墓地がないとの事でしたので、他市に買いました ・これからの時代は墓参りに行くという習慣がなくなりそう ・市の計画では電子管理墓所の研究も必要 	4
○市営墓地について	<p><推進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営母体がしっかりしていて持続性があること ・現状の市営墓地はゆったりと作られているので現規格で再整備すれば個数は倍増出来るので調整を ・市営の墓地が近くにあると心強いし、利用したい ・さいたま市「おもいでの里」を見学し、大変気に入りました ・市民を守る市営墓地をどのように活かしていくか、適切な対応を期待します 	66
	<p><疑義・不要・反対></p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後風水害が増える事、地震による墓石の倒壊等を考えると、未来に向けての墓地作りは時代に合っているか疑問 ・市営墓地があるとお寺にある家は市営に移りたくなるのか、市外に転居した場合、市営墓地を利用するのはどうなのか ・墓地に市が関与する必要があるか疑問 ・市で墓地を作る必要は無いと考えます ・墓地は他に利用しづらく、これ以上増やす事が無い方が良い ・税金を使ってまで行う必要はない、他に土地を利用した方が良い 	18
	<p><墓所形態に反対></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各個人で管理するのが難しくなっている。墓じまいを考えたり、墓参りも大変になっている現状、個人の墓という意識を変えていくしかない ・合同に埋葬されるのは嫌です ・全く知らない人と一緒に合葬墓地は少し抵抗を感じる 	5
○墓所形態について	<p><日本式墓地></p> <ul style="list-style-type: none"> ・少子化時代の進行によって現在の日本式墓地は管理不能または困難な時代が必ず来る ・地震で倒れたら隣に迷惑がかかる 	9
	<p><公園墓地></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人が多い宗教にとらわれない形式の公園型墓地 ・敷地の周りに桜、梅の樹木と常緑樹を植えてもらいたい 	17
	<p><納骨堂></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人に合葬式共同墓地、多国籍納骨堂が必要です ・これからは納骨堂を備えた合葬式が良い時代 ・ガラス張りの納骨堂 ・期間を決め貸し出すようなスタイルが良い 	28
	<p><合葬式墓地></p> <ul style="list-style-type: none"> ・承継等の心配もなく安心できる ・望む人が入れる合葬式墓地を市で用意してくれたら喜ぶ人は沢山いる ・市民みんなで守っていく共同墓地を供給していくことがいい ・他の墓地から移動してくるのを受け入れてもらえるような形にしてほしい 	61

項目	意見・提案	票数
○墓所形態について (つづき)	<樹木型墓地> ・承継者不在、墓じまい等を考えると、市営墓地は主に樹木葬や永代供養墓がかなり必要となる ・川口市の緑のイメージを考え樹木型の墓地作りを進めてほしい	19
	<散骨> ・散骨を考えています ・散骨等の墓を必要としない事への補助金の支給もあるといい	5
○墓地の特性等について	<有期限> ・15~20年たったら合葬する形式を取れば理想 ・合葬か、何回忌か過ぎるまでは骨壺のまま供養する形か選べる方が良い	4
	<永代供養墓> ・承継等の心配もなく安心できる	10
	<子や孫、家族親族に迷惑をかけない> ・承継者等への負担がない合葬式墓地のアイディアはすばらしい ・簡単に早く手続きができるような仕組みを構築してほしい	13
	<承継者不在・無縁化> ・合葬式墓地は特に興味がある。無縁仏とならないためにも必要 ・承継者がいない場合、自動的に合葬式墓地に埋蔵されるようなシステムを	7
	<移転・改葬・墓じまい> ・遠くだと大変なので移すべきか考えます ・移転には親族の理解も必要で大変な作業になる	11
	<多様な墓所形態> ・選択肢があると一番良い ・新しい時代に合った発送をどんどん取り入れ、それらを選択できるように	21
	<公園のような墓地・親しまれる墓地> ・四季折々の花が咲き、散歩したいと思えるような公園墓地が良い ・お弁当を食べたり、団らんでできる ・老若男女が来れる空間	15
	<付属施設> ・子どもが遊べるスペース ・食事等ができる休憩所 ・線香の自販機	7
	<誰でも利用できる・宗派を問わない> ・どの宗教でも宗派問わず利用できるといい ・皆が利用できるようにしてほしい	15
	<公平な使用に> ・税金を投入して整備するので、より公平な使用条件を整える必要がある ・当選者だけで不公平感を拭えない	7
	<福祉的役割を> ・低所得者でも安心して供養してあげたい ・独身の人や低収入、市産が無い人々にとっては市営墓地が必要	4
	<外国籍の人の墓地を> ・外国籍の方も多く、そのケアも必要	3
	<安価に> ・価格が適正であること ・合葬式墓地は初期費用のみの一括払いの料金体系に	19
	<お寺にお金がかかる> ・お寺にお金がかかって大変 ・管理代、戒名代や塔婆等が高くて維持していけない	4

項目	意見・提案	票数
○墓地の特性等について (つづき)	<時期> ・できるだけ早く合葬式墓地を作ってほしい	15
	<交通の便> ・高齢化が進むため、可能な限り交通の便が良い場所があれば助かる ・駅やショッピングモールの近く等、利便性の良いところ	8
	<整備場所> ・水害で骨が流されないことのないように ・近隣に公園や道の駅等、立ち寄れる施設がある ・神根や安行は墓地ばかりで美観を損なう	14
○整備の課題	<情報公開・市民意見> ・合葬式を考えていると思うが、ある程度情報を出して判断材料を示すのがよい ・30代や40代の人達の意見を聞くのがよい	4
	<費用> ・なるべく市も本人も負担が少なくできると良い	2
	<運営> ・使用料や管理料は一括で、後から支払いが無いように ・春と秋の彼岸に法要（宗教不問）をしてほしい ・衛生、防犯に配慮してほしい	3

市営墓地に関する市民意識調査

川口市では、『第5次川口市総合計画』に示された目指すべき都市像「人としごとが輝く しなやかでたくましい都市 川口」の実現に向け、各種施策に取り組んでいます。

現在、この計画の取り組むべき施策の一つに「誰もが安心して生活できる環境づくり」を掲げ、「市営墓地のあり方」の検討を進めています。

そこで、墓地に対する考え方、取得の意向、墓地形態などについての意見をお伺いし、市営墓地に係る検討の基礎資料とするため、「市営墓地に関する市民意識調査」を実施することとしました。

つきましては、お忙しいところ誠にお手数をおかけしますが、本調査にご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

＜対象者の抽出方法・個人情報の取扱い＞

この調査は、川口市にお住まいの40歳以上の方を対象に、無作為に抽出した3,000人の方に調査票を送付させていただきました。

調査票には氏名の記入は不要であり、回答結果は統計データの作成のみに活用しますので、個人の秘密が漏れたり、他の用途に使われるなどのご迷惑をおかけすることは一切ありません。

＜記入上の注意＞

- 1 お送りした**あて名のご本人**がお答えください。氏名は記入しないでください。
- 2 何らかの事情により、ご本人が記入できない場合は、ご本人の意思を反映してご家族の方などが記入してください。
- 3 各質問の中から当てはまるものを選んで、**その番号に○をお付けください**。質問に対して**選んでいただく答えは原則として1つ**ですが、質問のところで**選択する数が指定されている場合は、その数以内**でお答えください。
- 4 「その他」の項目をお選びになった方は（ ）内に意見などをお書きください。
- 5 記入が終わりましたら、同封の返信用封筒に入れて、**令和元年10月31日(木)**までに郵便ポストに投函してください。切手は不要です。
- 6 記入に当たって不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

川口市保健部保健総務課庶務係
TEL: 048-259-9024
FAX: 048-258-6019

【用語解説等】

●墓地をめぐる用語

墓所（墓地） 個人に墳墓を設けるために使用することを許可する、区画された土地の一部。

墓所形態（墓地形式） 区画に墓石を立てる日本式の墓地、芝生墓地、納骨堂、合葬式墓地など、概ね墓地の外観が呈する形態による種類分けのこと。

承継 使用許可を受けた者が死亡した場合などに、その墓の祭祀主宰者が引き続き霊園を使用する許可を受ける行為のこと。

永代供養墓 生前に申し込みができ、始めに使用料等を支払うことで、承継者の有無に関わりなく永代にわたる供養と管理が約束される墓地のこと。

●お墓の形態イメージと特徴

1. 墓石を立てる日本式の墓地

1 m～3 m程度の区画分けされた更地に墓石をたてる日本式の墓地



2. 芝生墓地などの公園型墓地

芝生を敷き詰め、墓石や植栽を揃え統一した景観を施し、自然に配慮した公園型墓地



3. 納骨堂(壇)

建物内に個別に骨壺を納める納骨壇を備え、天候に左右されず参拝できる施設



4. 合葬式墓地

①ひとつの埋蔵場所に共同で多数の遺骨を納める施設

②個別の墓石を建てる必要がなく、承継者がいない方でも利用でき、その後の管理が不要

③周辺環境に配慮した建物の中に合葬される「建物型」や、樹木をシンボルとして、その周囲に埋蔵され、自然に還りたいという思いに応える形式の「樹木型」などがある

建物型



樹木型



※基本方針内では、上記1を「区画墓地」と改めております。

【 あなた自身のことについてお聞きします 】

問1. あなたはどの年代にあてはまりますか

1. 40代 2. 50代 3. 60代 4. 70代 5. 80代以上

問2. 兄弟・姉妹の中であなたの続柄を教えてください

1. 長男 2. 長男以外 3. 長女 4. 長女以外

問3. あなたの家族構成を教えてください

1. 単身世帯 2. 夫婦のみ 3. 2世代（親と子） 4. 3世代（親と子と孫）
5. その他（ ）

問4. あなたはどちらの地区にお住まいですか

1. 中央地区 2. 横曽根地区 3. 青木地区 4. 南平地区
5. 新郷地区 6. 神根地区 7. 芝地区 8. 安行地区
9. 戸塚地区 10. 鳩ヶ谷地区

問5. あなたは川口市に何年ぐらいお住まいになっていますか

1. 3年未満 2. 3年以上5年未満 3. 5年以上10年未満
4. 10年以上15年未満 5. 15年以上20年未満
6. 20年以上25年未満 7. 25年以上

問6. あなたは川口市に住み続けたいとお考えですか

1. ずっと住むつもり 2. 当分は住むつもり 3. わからない
4. 住み続けない

【 将来ご自身が利用できるお墓の有無についてお聞きします 】

問7. あなたは、現在、お墓をお持ちですか（引き継ぐ予定のお墓も含む）

1. お墓を持っている ……………→ **問8へお進みください**
2. お墓を持っていない ……………→ **問15へお進みください**

問 8. お持ちのお墓はどのようにして取得したものですか

1. 先祖代々のお墓を引き継いだ
2. 自分の親が購入した
3. 自分で購入した
4. その他 ()

問 9. お墓はどこにありますか

1. 川口市内
2. 近隣市（戸田市、蕨市、さいたま市、越谷市、草加市）
3. 2. 以外の県内市町村
4. 近隣県（東京都、神奈川県、群馬県、栃木県、茨城県、千葉県）
5. その他 ()

問 10. お持ちのお墓はどのようなところですか

1. 市営等の公営墓地
2. 寺院の檀家を対象とした墓地
3. 民間の墓地
4. その他 ()

問 11. お持ちのお墓には年にどのくらいお参りされますか

1. 年に1回
2. 年に2, 3回
3. 概ね隔月ごと
4. 毎月
5. 数年に1度
6. その他 ()

問 12. 現在、お持ちのお墓に満足していますか

1. 満足している→ **問 21へお進みください**
2. どちらとも言えない }→ **問 13へお進みください**
3. 満足していない }

問 13. 現在のお墓に満足していない理由を教えてください

(当てはまるものはいくつでも選んでください)

1. 自宅から遠い
2. 交通の便が悪い
3. 環境が良くない
4. 管理が良くない
5. 管理料が高い
6. 面積が狭い
7. 形態が良くない
8. 永代管理がない
9. その他 ()

問 14. 他の場所へ、お墓の移転をお考えですか

1. 移転を考えている→ **問 15へお進みください**
2. 考えていない→ **問 21へお進みください**

【 お墓の必要性、お墓に求める条件などについてお聞きします 】

問15. あなたはお墓を必要としていますか

- 1. 必要としている } ……………→ **問16へお進みください**
- 2. 将来、必要である }
- 3. 必要としていない } ……………→ **問20へお進みください**

問16. 必要である理由を教えてください

- 1. 遺骨を納めたいがお墓がない
- 2. 生前に自分のお墓を用意しておきたい
- 3. 家族のために将来に備えたお墓を確保しておきたい
- 4. 現在持っているお墓から移転したい
- 5. その他 ()

問17. お墓を取得するときに重視される条件はどのようなことですか

(3つまで選んでください)

- 1. 永代使用料や管理料などの費用
- 2. 交通の利便性
- 3. 永代供養ができる
- 4. 緑や静けさや眺望などの立地環境
- 5. お墓の区画面積
- 6. お墓の形態
- 7. 墓地施設の維持管理
- 8. 宗派を問わないこと
- 9. 特に無い
- 10. その他 ()

(注) 永代使用料：お墓の土地を永代にわたり使用する費用で、初回だけ納める
管 理 料：墓地施設の維持管理に必要な費用
お墓の形態：日本式の墓地、芝生墓地、納骨堂(壇)、合葬式墓地など

問18. お墓を取得するとしたら、どのようなところを望まれますか

- 1. 市営等の公営墓地
- 2. 寺院の檀家を対象とした墓地
- 3. 民間の墓地
- 4. 特にこだわらない
- 5. その他 ()

問19. お墓を取得するとしたら、時期はいつ頃とお考えですか

- 1. 5年以内
- 2. 10年以内
- 3. 20年以内
- 4. 20年以上先
- 5. わからない

問20. 必要としない理由を教えてください

1. 予定しているお墓がある
2. お墓はつくらない考えている
3. お墓の面倒を見る人がいない
4. 子孫に負担をかけたくない
5. その他 ()

【今後の市営墓地のあり方についてお聞きします】

既に墓地を持っている場合や取得希望の有無に関わらずお答えください

問21. 近年、お墓の形態も多様化していますが、どのような形態のお墓が良いと考えますか

1. 区画分けがされ墓石を立て、個別に参拝できる**日本式の墓地** → **問22△**
2. 芝生や樹木を植え、統一した墓石や植栽で自然や景観に配慮した**公園型墓地** → **問22△**
3. 建物内で天候に左右されず、個別に参拝できる**納骨堂(壇)** → **問23△**
4. 共同で埋蔵し、墓石を建てる必要がなく、承継者がいなくてもその後の管理が不要な**合葬式墓地** → **問23△**
5. その他 () → **問23△**

問22. お墓の区画はどの位の面積を希望されますか

1. 1㎡程度
2. 2㎡程度
3. 3㎡程度
4. 3㎡以上
5. どれでも良い
6. その他 ()

＜参考＞ 近隣市での日本式の墓地の場合、墓地使用料は、1㎡あたり公営平均20万円、民間平均50万円程度です。墓石工事の費用は別途掛かります。
また、芝生墓地の永代使用料はおよそ日本式の2/3程度、納骨堂(短期の使用)2万円、合葬式墓地では10万円程度です。
なお、実際の使用料や管理費は、施設の整備や維持管理に要する費用をもとにして設定されますので、変わることがあります。

問23. お墓を利用する家族等の範囲はどこまでが良いと考えていますか

1. 個人
2. 夫婦
3. 親子
4. 先祖代々
5. わからない
6. その他 ()

問24. あなたは自宅からお墓までの時間がどのくらいまでであれば利用したいとお考えですか

- 1. 30分以内
- 2. 1～2時間くらいまでの範囲
- 3. 日帰りができる範囲
- 4. その他 ()

問25. 「合葬式墓地」の利用について、あなたはどのように考えますか

- 1. 利用したい
- 2. 現在の墓地事情を考えると利用するのもしやむを得ない
- 3. 利用するつもりは無い
- 4. わからない
- 5. その他 ()

問26. 川口市はこれから「市営墓地のあり方」についてどのように進めていくのがよいと考えますか。いちばん近いものをあげてください

- 1. 日本式や公園型の個別墓地を多く供給する
- 2. できるだけ早く合葬式墓地を供給する
- 3. 市営墓地は必要ない
- 4. 分らない
- 5. その他→ 問27の回答欄に記入ください

問27. 「市営墓地のあり方」について川口市が施策を進めるに当たって、ご意見やご提案がございましたら、自由にご記入ください

ご協力ありがとうございました

6. 墓地の需要推計

(1) 墓地の需要予測

「令和元年度川口市安形霊園施設整備に係る調査等業務」で行った需要予測の結果は以下のとおりです。なお、考察は令和元年度調査業務時のものとなります。

本方針では、必ずしも算出された需要数を単に整備していくというのではなく、施設老朽化への対応や、公平で安定した墓地運営、社会状況の変化に伴う新たなニーズへの対応などの観点から、今後の墓地行政について検討を行っております。

1) 大阪府方式による需要量試算

参考としてこれまで他自治体で多く墓地需要推計に用いられた大阪府方式での算出を行う。

(使用条件データ：今回アンケート調査結果)

$$\text{〇年間墓地需要量} = (\text{墓地需要率を用いた需要量} + \text{傍系世帯率を用いた需要量}) \div 2$$

$$\cdot \text{墓地需要率を用いた需要量} = \text{世帯数} \times \text{死亡発生世帯率} \times \text{定着指向係数(B)} \times \text{墓地需要比率(C)}$$

$$= \text{死亡者数(A)} \times \text{定着指向係数(B)} \times \text{墓地需要比率(C)}$$

$$= \text{死亡者数(A)} \times 0.876 \times 0.545$$

※1世帯で年間2人以上死亡しないと仮定

※死亡発生世帯率のデータがないため死亡者数(A)は

「将来人口×死亡率」で代替

$$\cdot \text{傍系世帯率を用いた需要量} = \text{世帯数} \times \text{死亡発生世帯率} \times \text{定着指向係数(B)} \times \text{傍系世帯率(D)}$$

$$= \text{死亡者数(A)} \times \text{定着指向係数(B)} \times \text{傍系世帯率(D)}$$

$$= \text{死亡者数(A)} \times 0.876 \times 0.740$$

(注) 1世帯で年間2人以上死亡しないと仮定

$$\text{〇公営墓地需要量} = \text{年間墓地需要量} \times \text{公営墓地需要率}$$

$$= \text{年間墓地需要量} \times 0.541$$

死亡者数(A)：将来人口×死亡率

定着志向比率(B)：0.876 (※Q6より「①ずっと住むつもり」+「②当分は住むつもり」)

墓地需要率(C)：0.545 (※Q15より「①必要としている」+「②将来、必要である」)

傍系世帯率(D)：0.740 (※Q2より「②長男以外」+「③長女」+「④長女以外」)

公営墓地需要率：0.541 (※Q7+Q10+Q12)

<大阪府方式(1964年)の前提>

- ・生前需要は発生しない
- ・直系世帯には墓地需要は発生しない
- ・傍系家族は必ず墓地を購入する

表 将来人口と死亡者数

年次		将来人口 (人)	死亡率 (千分比)	死亡者数 (人)
2023	R5	600,494	9.14	5,487
2024	R6	600,220	9.28	5,571
2025	R7	599,946	9.43	5,654
2026	R8	598,764	9.57	5,729
2027	R9	597,582	9.71	5,804
2028	R10	596,401	9.86	5,878
2029	R11	595,219	10.00	5,951
2030	R12	594,037	10.14	6,025
2031	R13	592,248	10.29	6,092
2032	R14	590,458	10.43	6,158
2033	R15	588,669	10.57	6,224
2034	R16	586,880	10.72	6,289
2035	R17	585,090	10.86	6,353
2036	R18	582,925	11.00	6,414
2037	R19	580,759	11.15	6,473
2038	R20	578,594	11.29	6,532
2039	R21	576,428	11.43	6,590
2040	R22	574,263	11.58	6,648
2041	R23	572,097	11.72	6,705
2042	R24	569,932	11.86	6,761
2043	R25	567,766	12.01	6,817

※将来人口：「川口市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（第1期）」参考

※死亡率：平成元年～平成31年までの人口及び死亡者数から推計

表 墓地需要量（大阪府方式）

年次		死亡者数 (A)	定着志向比 率 (B)	墓地需要率 (C)	傍系世帯率 (D)	墓地需要率を 用いた需要量(E)	傍系世帯率を 用いた需要量(F)	需要推計 (G)	公営墓地需要量 (H)
						E=A*B*C	F=A*B*D	G=(E+F)/2	H=G*公営墓地 需要率
2023	R5	5,487	0.876	0.545	0.740	2,620	3,558	3,089	1,671
2024	R6	5,571	0.876	0.545	0.740	2,660	3,612	3,136	1,697
2025	R7	5,654	0.876	0.545	0.740	2,700	3,666	3,183	1,722
2026	R8	5,729	0.876	0.545	0.740	2,736	3,714	3,225	1,745
2027	R9	5,804	0.876	0.545	0.740	2,771	3,763	3,267	1,767
2028	R10	5,878	0.876	0.545	0.740	2,807	3,811	3,309	1,790
2029	R11	5,951	0.876	0.545	0.740	2,842	3,858	3,350	1,812
2030	R12	6,025	0.876	0.545	0.740	2,877	3,906	3,392	1,835
2031	R13	6,092	0.876	0.545	0.740	2,909	3,949	3,429	1,855
2032	R14	6,158	0.876	0.545	0.740	2,940	3,992	3,466	1,875
2033	R15	6,224	0.876	0.545	0.740	2,972	4,035	3,504	1,895
2034	R16	6,289	0.876	0.545	0.740	3,003	4,077	3,540	1,915
2035	R17	6,353	0.876	0.545	0.740	3,034	4,119	3,577	1,935
2036	R18	6,414	0.876	0.545	0.740	3,062	4,158	3,610	1,953
2037	R19	6,473	0.876	0.545	0.740	3,091	4,197	3,644	1,971
2038	R20	6,532	0.876	0.545	0.740	3,119	4,235	3,677	1,989
2039	R21	6,590	0.876	0.545	0.740	3,147	4,272	3,710	2,007
2040	R22	6,648	0.876	0.545	0.740	3,174	4,310	3,742	2,024
2041	R23	6,705	0.876	0.545	0.740	3,201	4,347	3,774	2,042
2042	R24	6,761	0.876	0.545	0.740	3,228	4,383	3,806	2,059
							合計	69,430	37,561

2) 生前需要量を考慮した墓地需要量

今回はアンケートで得られた諸事象の数量的な把握により、生前需要を見込む方式により需要予測を行った。

①年齢別墓地需要

- ・「60代」では生前需要の「自己購入済」が37%に及ぶ。一方、死亡時の「将来需要」は18%に減少する。

表 年齢別墓地需要構造（市民墓地に関する市民意識調査結果による）

		40代	50代	60代	70代	80代以上	無回答	総計
墓地所有層	自己購入	6	11	44	89	81	5	236
	移転（注）	9	16	23	10	1	0	59
生前需要		15	27	67	99	82	5	295
墓地を持っていない層	必要	4	5	8	17	5	0	39
	将来必要	56	32	25	31	4	1	149
将来需要		60	37	33	48	9	1	188
墓地需要		75	64	100	147	91	6	483
その他		167	163	150	121	44	3	648
回答数		242	227	250	268	135	9	1,131

注：「移転」のうち「自己購入」（18）を除いた。

表 年齢別墓地需要構造

		40代	50代	60代	70代	80代以上	無回答	総計
墓地所有層	自己購入	2%	5%	18%	33%	60%	56%	21%
	移転（注）	4%	7%	9%	4%	1%	0%	5%
生前需要		6%	12%	27%	37%	61%	56%	26%
墓地を持っていない層	必要	2%	2%	3%	6%	4%	0%	3%
	将来必要	23%	14%	10%	12%	3%	11%	13%
将来需要		25%	16%	13%	18%	7%	11%	17%
墓地需要		31%	28%	40%	55%	67%	67%	43%
その他		69%	72%	60%	45%	33%	33%	57%
回答数		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

注：「移転」のうち「自己購入」（18）を除いた。

墓地所有層・自己購入：※Q1+Q7+Q8

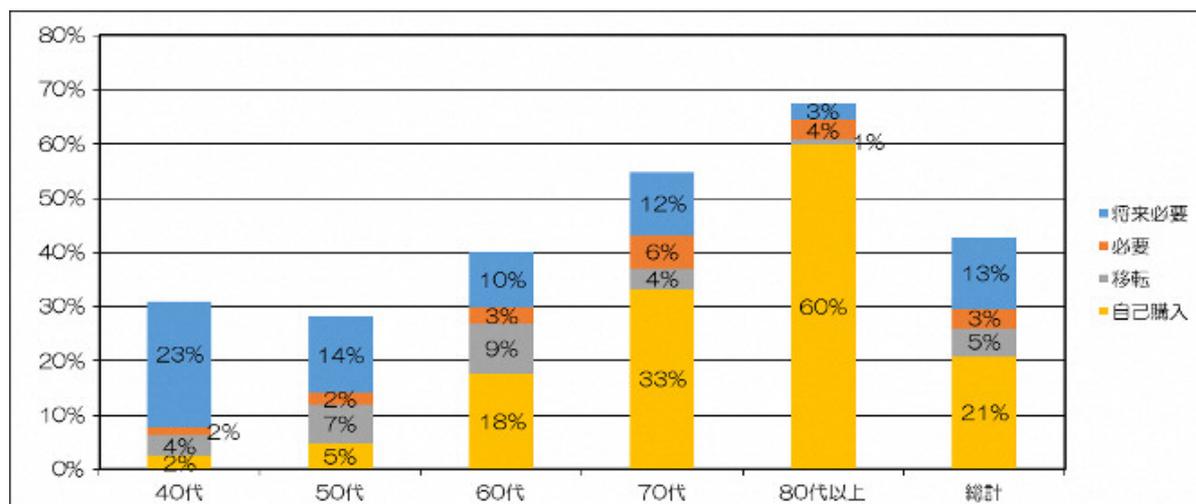
墓地所有層・移転（注）：※Q1+Q7+Q14

墓地を持っていない層・必要：※Q1+Q7+Q15

墓地を持っていない層・将来必要：※Q1+Q7+Q15

注：「移転」のうち「自己購入」（18）を除いた。：※Q1+Q7+Q8+Q14

図 年齢別墓地需要構造



墓地所有層・自己購入：※Q2+Q7+Q8

墓地所有層・移転（注）：※Q2+Q7+Q14

墓地を持っていない層・必要：※Q2+Q7+Q15

墓地を持っていない層・将来必要：※Q2+Q7+Q15

注：「移転」のうち「自己購入」（18）を除いた。：※Q2+Q7+Q8+Q14

表 参考：続柄別墓地需要構造（市民墓地に関する市民意識調査結果による）

		長男	長男以外	無回答	総計
墓地所有層	自己購入	33	191	12	236
	移転（注）	13	46	1	60
生前需要		46	237	13	296
墓地を持っていない層	必要	3	36	0	39
	将来必要	29	119	1	149
将来需要		32	155	1	188
墓地需要		78	392	14	484
その他		210	429	8	647
回答数		288	821	22	1,131

注：「移転」のうち「自己購入」（18）を除いた。

表 参考：続柄別墓地需要構造

		長男	長男以外	無回答	総計
墓地所有層	自己購入	11%	23%	55%	21%
	移転（注）	5%	6%	5%	5%
生前需要		16%	29%	59%	26%
墓地を持っていない層	必要	1%	4%	0%	3%
	将来必要	10%	14%	5%	13%
将来需要		11%	19%	5%	17%
墓地需要		27%	48%	64%	43%
その他		73%	52%	36%	57%
回答数		100%	100%	100%	100%

注：「移転」のうち「自己購入」（18）を除いた。

②年齢別の生前需要と死亡時将来需要

- ・生前需要：生前自己購入需要＋移転需要

生前需要は死亡時発生の将来需要の前倒し需要である。

アンケート結果を見ても生前需要はかなりの量になっている。

ただし生前需要は公営墓地の募集要件に左右され、「市営などの公営墓地」の需要には直接、結びつかない面がある。

図 年齢別生前需要

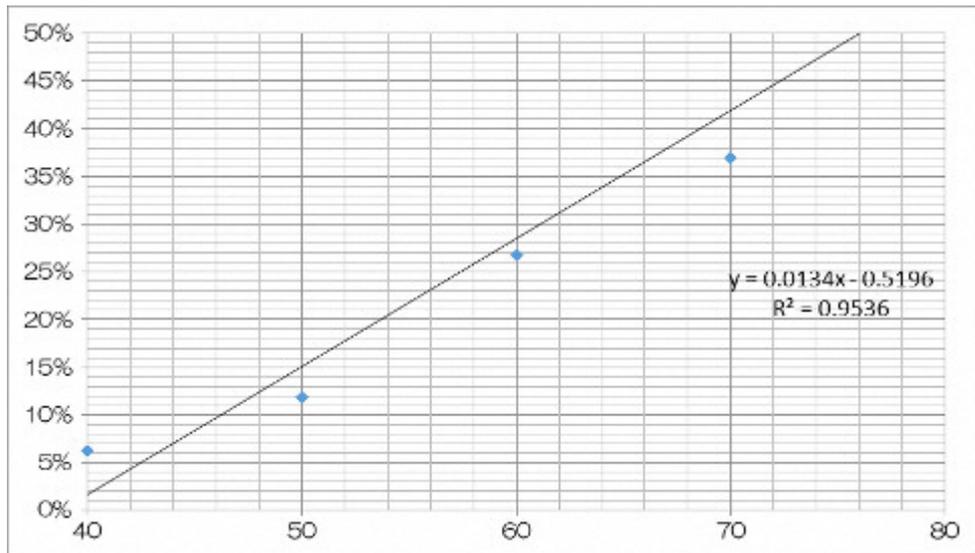


図 年齢別将来需要

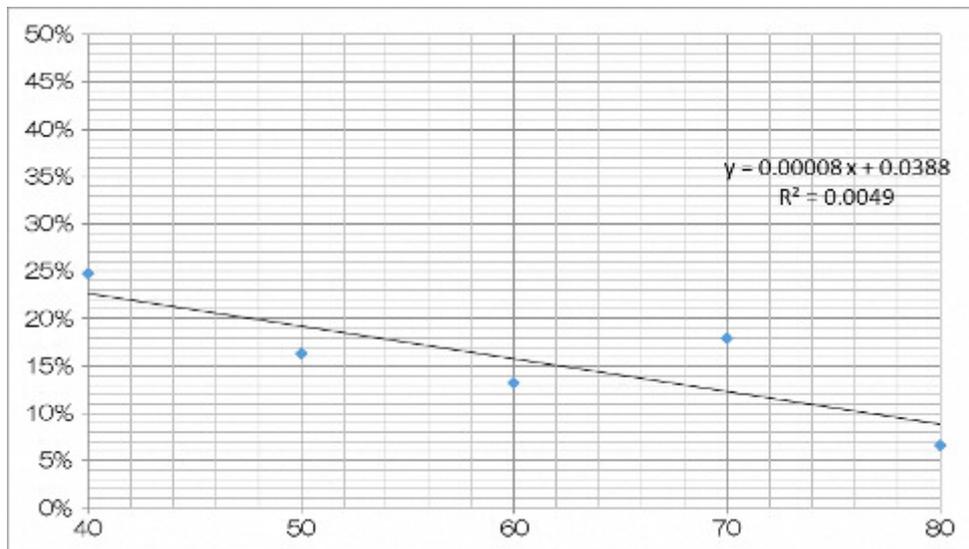


表 平均死亡年齢（75歳）の墓地需要構造

	墓地需要率	年需要顕在化率	基数	備考
顕在済生前需要	0.536	0.0134	世帯数	75歳－35歳＝40年
死亡時将来需要	0.0448	0.0448	死亡発生世帯数	
墓地需要合計	0.5808			

3) 生前需要量を考慮した年間墓地需要量試算

○年間墓地需要量＝定着指向係数×（年間生前需要＋死亡時発生将来需要）

※定着指向係数＝0.876（※Q6）

・年間生前需要＝世帯数×年間生前需要発生率

＝世帯数×0.536÷40

※年間生前需要発生率＝平均死亡年齢時の生前需要顕在済率÷生前需要顕在化年数

※平均死亡年齢時の生前需要顕在済率（75歳）＝0.536

※生前需要顕在化年数＝平均死亡年齢（75歳）－生前需要発生年齢（35歳）＝40年

・死亡時発生将来需要＝年間死亡者発生世帯数×平均死亡年齢時の墓地必要率

＝年間死亡者数×平均死亡年齢時の墓地必要率

＝年間死亡者数×0.0448

（注）1世帯で年間2人以上死亡しないと仮定

※平均死亡年齢時の墓地必要率（75歳）＝0.0448

○公営墓地需要＝定着指向係数×（年間生前需要×生前需要の公営墓地に向かう需要

＋死亡時発生将来需要×公営墓地需要率）

・生前需要の公営墓地に向かう需要＝0.5

（購入墓地の事業形態希望における公営墓地を必要としている率0.53（※Q15+Q18））

・将来需要の公営墓地需要率＝0.541（※Q7+Q10+Q12）

このような方法で算出した結果では、将来、人口は微減を続けるが高齢化により年間死亡者数は微増を続け、10年で6,200人、20年では6,800人程度となる。（次ページ表参照）

生前需要を考慮した方法による、公営や民間、寺院等を含む総需要は、10年で35,600基そのうち公営墓地希望は18,000基、20年では71,100基と36,000基となった。

生前需要と死亡時需要を合わせた年間墓地需要は3,500～3,600基/年程度となり、そのうち公営希望6割を見込むと公営墓地需要は1,800基/年程度と算定される。

これを参考として算出した大阪府方式と比較すると、20年での総需要量は69,400基、37,600基と生前需要を考慮した方法とほぼ同数となった。

両者の各年の内訳をみると、大阪府方式では死亡者数の増大に応じて年間需要量も増えているが、生前需要を考慮した今回の方法では全体に需要が大きく前倒しされていて、各年ではあまり大きな差は生じていない。

表 生前需要を考慮した需要量

年次	将来人口 (人)	世帯数	死亡率 (千分比)	死亡者数 (人)	生前需要を考慮した需要量			再掲：大阪府方式による需要			
					生前需要	死亡時需要	年間需要	公営墓地 需要量	年間需要	公営墓地 需要量	
2023	R5	600,494	282,483	9.14	5,487	3,785	246	3,530	1,787	3,089	1,671
2024	R6	600,220	283,358	9.28	5,571	3,797	250	3,544	1,794	3,136	1,697
2025	R7	599,946	284,233	9.43	5,654	3,809	253	3,557	1,801	3,183	1,722
2026	R8	598,764	284,291	9.57	5,729	3,810	257	3,561	1,803	3,225	1,745
2027	R9	597,582	284,349	9.71	5,804	3,810	260	3,565	1,805	3,267	1,767
2028	R10	596,401	284,408	9.86	5,878	3,811	263	3,568	1,807	3,309	1,790
2029	R11	595,219	284,466	10.00	5,951	3,812	267	3,572	1,809	3,350	1,812
2030	R12	594,037	284,524	10.14	6,025	3,813	270	3,575	1,811	3,392	1,835
2031	R13	592,248	284,001	10.29	6,092	3,806	273	3,572	1,810	3,429	1,855
2032	R14	590,458	283,478	10.43	6,158	3,799	276	3,568	1,808	3,466	1,875
2033	R15	588,669	282,955	10.57	6,224	3,792	279	3,565	1,807	3,504	1,895
2034	R16	586,880	282,432	10.72	6,289	3,785	282	3,561	1,805	3,540	1,915
2035	R17	585,090	281,909	10.86	6,353	3,778	285	3,558	1,804	3,577	1,935
2036	R18	582,925	281,471	11.00	6,414	3,772	287	3,555	1,803	3,610	1,953
2037	R19	580,759	281,032	11.15	6,473	3,766	290	3,552	1,801	3,644	1,971
2038	R20	578,594	280,594	11.29	6,532	3,760	293	3,549	1,800	3,677	1,989
2039	R21	576,428	280,155	11.43	6,590	3,754	295	3,546	1,799	3,710	2,007
2040	R22	574,263	279,717	11.58	6,648	3,748	298	3,543	1,798	3,742	2,024
2041	R23	572,097	279,278	11.72	6,705	3,742	300	3,540	1,796	3,774	2,042
2042	R24	569,932	278,839	11.86	6,761	3,735	303	3,536	1,795	3,806	2,059
合計								71,119	36,043	69,430	37,561

次に公営墓地需要について、アンケートで示された希望する墓地形態に細分して施設ごとの需要数を算出して種別・規模を検討する際の参考とする。(次ページ表参照)

墓所形態には、区画墓地、公園型(芝生)、納骨堂(壇)、合葬式の4タイプをあげており、それらへの希望数は下表のとおりである。

○墓地必要・将来必要、公営墓地希望者、墓地形態

	区画墓地	公園型墓地	納骨堂	合葬式墓地	計
実数(票)	26	36	20	39	121
構成比	21%	30%	17%	32%	100%

(単位：基)

それぞれの墓地形態ごとの10年間、20年間の需要量は次のとおりである。個別の区画墓標をもつ区画墓地や公園型と集合・立体的な建築施設等の納骨堂、合葬式墓地が概ね18,000基ずつ同数となっている。

○墓地形態別の需要数

期間	区画墓地	公園型墓地	納骨堂	合葬式墓地	計
1～10年	3,900	5,300	3,000	5,800	18,000
11～20年	3,900	5,400	3,000	5,800	18,000
合計	7,700	10,700	6,000	11,600	36,000

(単位：基)

これらの需要のうち、現在の安行霊園の改修で受け止められるものは、改築する納骨堂(壇)および比較的狭い敷地でも可能な合葬式墓地の2タイプが考えられる。20年通期分を

受け持つことは難しいとしても、前記 10 年分あるいはその一部を担うことは可能である。限られた空間を有効に活用する施設の配置と形態、その数量については具体的な計画検討を必要とする。

20 年間では 36,000 基という、まとまった大きな需要量となることから、長期的な市営墓地のあり方を見定め、場合によっては新霊園の検討も求められると考えられる。墓地施設の循環利用を促す有期限の導入など、このほかにも様々な議論があり得ることから、検討委員会等で審議し政策としての判断として当面の供給方法と中長期の方策とを策定し、実施していく必要がある。

表 生前需要を考慮した需要量（墓地形態別集計）

年次		生前需要					死亡時需要					合計				
		日本式墓地	公園型墓地	納骨堂	合葬式墓地	計	日本式墓地	公園型墓地	納骨堂	合葬式墓地	計	日本式墓地	公園型墓地	納骨堂	合葬式墓地	計
2023	R5	356	493	274	534	1,657	28	38	21	42	129	384	531	295	576	1,786
2024	R6	357	495	275	536	1,663	28	39	22	42	131	385	534	297	578	1,794
2025	R7	358	496	276	538	1,668	29	40	22	43	134	387	536	298	581	1,802
2026	R8	358	496	276	538	1,668	29	40	22	43	134	387	536	298	581	1,802
2027	R9	359	496	276	538	1,669	29	41	23	44	137	388	537	299	582	1,806
2028	R10	359	497	276	538	1,670	30	41	23	45	139	389	538	299	583	1,809
2029	R11	359	497	276	538	1,670	30	42	23	45	140	389	539	299	583	1,810
2030	R12	359	497	276	538	1,670	31	42	23	45	141	390	539	299	583	1,811
2031	R13	358	496	275	537	1,666	31	43	24	46	144	389	539	299	583	1,810
2032	R14	357	495	275	536	1,663	31	43	24	47	145	388	538	299	583	1,808
2033	R15	357	494	274	535	1,660	31	44	24	47	146	388	538	298	582	1,806
2034	R16	356	493	274	534	1,657	32	44	24	48	148	388	537	298	582	1,805
2035	R17	355	492	273	533	1,653	32	44	25	48	149	387	536	298	581	1,802
2036	R18	355	491	273	532	1,651	32	45	25	49	151	387	536	298	581	1,802
2037	R19	355	491	273	531	1,650	33	45	25	49	152	388	536	298	580	1,802
2038	R20	354	490	272	531	1,647	33	46	26	50	155	387	536	298	581	1,802
2039	R21	353	489	272	530	1,644	33	46	26	50	155	386	535	298	580	1,799
2040	R22	353	488	271	529	1,641	34	47	26	50	157	387	535	297	579	1,798
2041	R23	352	487	271	528	1,638	34	47	26	51	158	386	534	297	579	1,796
2042	R24	351	487	270	527	1,635	34	47	26	51	158	385	534	296	578	1,793
合計		7,121	9,860	5,478	10,681	33,140	624	864	480	935	2,903	7,745	10,724	5,958	11,616	36,043

表 生前需要を考慮した需要量（墓地形態別集計総括）

年次	生前需要					死亡時需要					合計				
	日本式墓地	公園型墓地	納骨堂	合葬式墓地	計	日本式墓地	公園型墓地	納骨堂	合葬式墓地	計	日本式墓地	公園型墓地	納骨堂	合葬式墓地	計
1年～5年	1,789	2,476	1,376	2,683	8,324	143	198	110	214	665	1,932	2,674	1,486	2,897	8,989
6年～10年	1,791	2,481	1,378	2,687	8,337	152	211	117	228	708	1,943	2,692	1,495	2,915	9,045
11年～20年	3,541	4,903	2,724	5,311	16,479	329	455	253	493	1,530	3,870	5,358	2,977	5,804	18,009
合計	7,121	9,860	5,478	10,681	33,140	624	864	480	935	2,903	7,745	10,724	5,958	11,616	36,043

7. 検討委員会概要

(1) 委員名簿

	氏名	所属	分野
委員長	イケベ 池邊 このみ	千葉大学大学院園芸学研究院 教授	ランドスケープ まちづくり
委員	コタニ 小谷 みどり	一般社団法人シニア生活文化研究所 代表理事	死生学 葬送問題
委員	ドイ ヒロン 土居 浩	ものづくり大学技能工芸学部 教授	民俗学 宗教学
委員	ヒラオカ ヒトシ 平岡 仁	安行地区連合町会長	地域代表
委員	ヤマキ ミツアキ 山喜 光明	宗教法人金剛寺 住職	地域代表

(敬称略・50音順)

(2) 設置要綱

川口市安行霊園基本方針等検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 葬送に対する考え方や墓地のあり方等が多様化している現状を鑑み、中長期的な観点から本市墓地行政の基本方針等を策定するため、「川口市安行霊園基本方針等検討委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 本市霊園の現状及び課題に関する事
- (2) 本市霊園の将来的なあり方に関する事
- (3) 基本方針の策定に関する事
- (4) その他、必要な事項に関する事

(組織)

第3条 委員会は委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者（都市計画、民俗学、宗教学、死生学等）
- (2) 国内の墓地、葬祭または墓地行政等の有識者
- (3) その他、市長が特に必要と認めた者

2 委員の任期は、委嘱の日から令和4年3月31日とする。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務及びその代理)

第5条 委員会には委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときはあらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議の開催等)

第6条 委員長は会議を招集し、その議長となる。

2 委員長は必要と認めるときは、関係者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の事務局は、保健部保健総務課に置く。

2 事務局は、会議の庶務全般に関して執り行う。

(守秘義務)

第8条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は令和3年8月17日から施行する。

8. 墓地等に関する法令

- ・ 墓地、埋葬等に関する法律
- ・ 墓地、埋葬等に関する法律施行規則
- ・ 川口市霊園設置及び管理条例
- ・ 川口市霊園設置及び管理条例施行規則
- ・ 川口市墓地等の経営の許可等に関する条例
- ・ 川口市墓地等の経営の許可等に関する規則

○墓地、埋葬等に関する法律

墓地、埋葬等に関する法律

発 令：昭和 23 年 5 月 31 日号外法律第 48 号

最終改正：平成 23 年 8 月 30 日号外法律第 105 号

改正内容：平成 23 年 8 月 30 日号外法律第 105 号[平成 24 年 4 月 1 日]

○墓地、埋葬等に関する法律

〔昭和二十三年五月三十一日号外法律第四十八号〕

〔厚生大臣署名〕

墓地、埋葬等に関する法律をここに公布する。

墓地、埋葬等に関する法律

第一章 総則

〔法律の目的〕

第一条 この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。

〔定義〕

第二条 この法律で「埋葬」とは、死体（妊娠四箇月以上の死胎を含む。以下同じ。）を土中に葬ることをいう。

2 この法律で「火葬」とは、死体を葬るために、これを焼くことをいう。

3 この法律で「改葬」とは、埋葬した死体を他の墳墓に移し、又は埋蔵し、若しくは収蔵した焼骨を、他の墳墓又は納骨堂に移すことをいう。

4 この法律で「墳墓」とは、死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいう。

5 この法律で「墓地」とは、墳墓を設けるために、墓地として都道府県知事（市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。）の許可を受けた区域をいう。

6 この法律で「納骨堂」とは、他人の委託をうけて焼骨を収蔵するために、納骨堂として都道府県知事の許可を受けた施設をいう。

7 この法律で「火葬場」とは、火葬を行うために、火葬場として都道府県知事の許可を受けた施設をいう。

第二章 埋葬、火葬及び改葬

〔二十四時間内埋葬又は火葬の禁止〕

第三条 埋葬又は火葬は、他の法令に別段の定があるものを除く外、死亡又は死産後二十四時間を経過した後でなければ、これを行つてはならない。但し、妊娠七箇月に満たない死産のときは、この限りでない。

〔墓地外の埋葬又は火葬場外の火葬の禁止〕

第四条 埋葬又は焼骨の埋蔵は、墓地以外の区域に、これを行つてはならない。

2 火葬は、火葬場以外の施設でこれを行つてはならない。

〔埋葬・火葬又は改葬の許可〕

第五条 埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、埋葬及び火葬に係るものにあつては死亡若しくは死産の届出を受理し、死亡の報告若しくは死産の通知を受け、又は船舶の船長から死亡若しくは死産に関する航海日誌の謄本の送付を受けた市町村長が、改葬に係るものにあつては死体又は焼骨の現に存する地の市町村長が行なうものとする。

第六条及び第七条 削除〔昭和四五年四月法律一二号〕

〔許可証の交付〕

第八条 市町村長が、第五条の規定により、埋葬、改葬又は火葬の許可を与えるときは、埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を交付しなければならない。

〔市町村長の埋葬又は火葬の義務〕

第九条 死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない。

2 前項の規定により埋葬又は火葬を行つたときは、その費用に関しては、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治三十二年法律第九十三号）の規定を準用する。

第三章 墓地、納骨堂及び火葬場

〔墓地・納骨堂又は火葬場の経営等の許可〕

第十条 墓地、納骨堂又は火葬場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も、同様とする。

〔他の法律による処分との調整〕

第十一条 都市計画事業として施行する墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止については、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条の認可又は承認をもつて、前条の許可があつたものとみなす。

2 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）の規定による土地区画整理事業又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の規定による住宅街区整備事業の施行により、墓地の新設、変更又は廃止を行う場合は、前項の規定に該当する場合を除き、事業計画の認可をもつて、前条の許可があつたものとみなす。

〔管理者の届出〕

第十二条 墓地、納骨堂又は火葬場の経営者は、管理者を置き、管理者の本籍、住所及び氏名

を、墓地、納骨堂又は火葬場所在地の市町村長に届け出なければならない。

〔管理者の応諾義務〕

第十三条 墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、埋葬、埋蔵、収蔵又は火葬の求めを受けたときは、正当の理由がなければこれを拒んではならない。

〔許可証のない埋蔵・収蔵又は火葬の禁止〕

第十四条 墓地の管理者は、第八条の規定による埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を受理した後でなければ、埋葬又は焼骨の埋蔵をさせてはならない。

2 納骨堂の管理者は、第八条の規定による火葬許可証又は改葬許可証を受理した後でなければ、焼骨を収蔵してはならない。

3 火葬場の管理者は、第八条の規定による火葬許可証又は改葬許可証を受理した後でなければ、火葬を行つてはならない。

〔図面・帳簿・書類の備付又は閲覧の義務〕

第十五条 墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、省令の定めるところにより、図面、帳簿又は書類等を備えなければならない。

2 前項の管理者は、墓地使用者、焼骨収蔵委託者、火葬を求めた者その他死者に係る者の請求があつたときは、前項に規定する図面、帳簿又は書類等の閲覧を拒んではならない。

〔許可証の保存及び記入〕

第十六条 墓地又は納骨堂の管理者は、埋葬許可証、火葬許可証又は改葬許可証を受理した日から、五箇年間これを保存しなければならない。

2 火葬場の管理者が火葬を行つたときは、火葬許可証に、省令の定める事項を記入し、火葬を求めた者に返さなければならない。

〔管理者の報告〕

第十七条 墓地又は火葬場の管理者は、毎月五日までに、その前月中の埋葬又は火葬の状況を、墓地又は火葬場所在地の市町村長に報告しなければならない。

〔当該職員の立入検査〕

第十八条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に、火葬場に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場の管理者から必要な報告を求めることができる。

2 当該職員が前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、且つ関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

〔施設の整備改善その他の強制処分命令〕

第十九条 都道府県知事は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、墓地、納骨堂若しくは火葬場の施設の整備改善、又はその全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止を命じ、又は第十条の規定による許可を取り消すことができる。

第四章 罰則

第二十条 左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は五千円〔二万円〕以下の罰金に処する。

一 第十条の規定に違反した者

二 第十九条に規定する命令に違反した者

第二十一条 左の各号の一に該当する者は、これを千円〔二万円〕以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

一 第三条、第四条、第五条第一項又は第十二条から第十七条までの規定に違反した者

二 第十八条の規定による当該職員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者、又は同条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

〔両罰規定〕

第二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則

〔施行期日〕

第二十三条 この法律は、昭和二十三年六月一日から、これを施行する。

〔命令の廃止〕

第二十四条 日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律（昭和二十二年法律第七十二号）第一条の四により法律に改められた左の命令は、これを廃止する。

墓地及埋葬取締規則（明治十七年太政官布達第二十五号）

墓地及埋葬取締規則に違背する者処分方（明治十七年太政官達第八十二号）

埋火葬の認許等に関する件（昭和二十二年厚生省令第九号）

〔処罰に関する経過措置〕

第二十五条 この法律施行前になした違反行為の処罰については、なお従前の例による。

〔従前の命令による経営の許可の効力〕

第二十六条 この法律施行の際現に従前の命令の規定により都道府県知事の許可をうけて墓地、納骨堂又は火葬場を経営している者は、この法律の規定により、それぞれ、その許可をうけたものとみなす。

〔納骨堂経営の許可申請の特例〕

第二十七条 従前の命令の規定により納骨堂の経営について都道府県知事の許可を必要としなかつた地域において、この法律施行の際現に納骨堂を経営している者で、この法律施行後も引き続き納骨堂を経営しようとするものは、この法律施行後三箇月以内に第十条の規定により都道府県知事に許可の申請をしなければならない。その申請に対して許否の処分があるまでは、同条の規定による許可を受けたものとみなす。

〔従前の命令による埋葬・改葬又は火葬の許可の効力〕

第二十八条 この法律施行の際現に従前の命令の規定に基づいて市町村長より受けた埋葬、改葬若しくは火葬の認許又はこれらの認許証は、それぞれ、この法律の規定によつて受けた許可又は許可証とみなす。

附 則〔昭和二五年三月二八日法律第二六号〕

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

附 則〔昭和二九年五月二〇日法律第一二〇号抄〕

1 この法律は、新法〔土地区画整理法＝昭和二九年五月法律第一一九号〕の施行の日〔昭和三〇年四月一日〕から施行する。

附 則〔昭和三一年六月一二日法律第一四八号〕

- 1 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第百四十七号）の施行の日〔昭和三一年九月一日〕から施行する。
- 2 この法律の施行の際海区漁業調整委員会の委員又は農業委員会の委員の職にある者の兼業禁止及びこの法律の施行に伴う都道府県又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は指定都市の市長若しくは委員会その他の機関への引継に関し必要な経過措置は、それぞれ地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第百四十七号）附則第四項及び第九項から第十五項までに定めるところによる。

附 則〔昭和三七年九月一五日法律第一六一号抄〕

- 1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
- 2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作为その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
- 3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。
- 4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。
- 5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。
- 6 この法律の施行前にされた行政庁の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等を行うことができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかったものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。
- 8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔昭和三四年六月一五日法律第一〇一号〕

この法律〔中略〕は、新法〔都市計画法＝昭和三四年六月法律第一〇〇号〕の施行の日〔昭和三四年六月一四日〕から施行する。〔後略〕

附 則〔昭和四四年六月三日法律第三八号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、〔中略〕公布の日から施行する。

附 則〔昭和四五年四月一日法律第一二号抄〕

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(墓地、埋葬等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則〔昭和五〇年七月一六日法律第六七号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔昭和五〇年一〇月政令三〇五号により、昭和五〇・一一・一から施行〕

附 則〔昭和五八年一二月一〇日法律第八三号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第十三条、第十五条、第十七条及び第十八条の規定並びに第二十四条の規定（麻薬取締法第二十九条の改正規定を除く。）並びに附則第三条及び第十五条の規定 昭和五十九年一月一日

二～七 〔略〕

(その他の処分、申請等に係る経過措置)

第十四条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び第十六条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

(再審査請求に係る経過措置)

第十五条 第十三条、第十六条又は第二十条の規定の施行前にされた行政庁の処分に係るこれらの規定による改正前の墓地、埋葬等に関する法律第十九条の四、興行場法第七条の三又はへい獣処理場等に関する法律第九条の三の規定に基づく再審査請求については、なお従前の例による。

附 則〔平成二年六月二九日法律第六二号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成二年一一月政令三二四号により、平成二・一一・二〇から施行〕

附 則〔平成六年六月二九日法律第四九号抄〕

(施行期日)

1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十八号）中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二編第十二章の改正規定の施

行の日〔平成七年四月一日〕から〔中略〕施行する。

附 則〔平成六年七月一日法律第八四号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、〔中略〕附則第二十三条から第三十七条まで及び附則第三十九条の規定〔中略〕は平成九年四月一日から施行する。

(その他の処分、申請等に係る経過措置)

第十三条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）に対するこの法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、附則第五条から第十条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は政令で定める。

〔平成十一年一月二二日法律第一六〇号抄〕

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(従前の例による処分等に関する経過措置)

第千三百二条 なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の処分若しくは通知その他の行為又は従前の国の機関に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞれ、相当の国の機関がすべきものとし、又は相当の国の機関に対してすべきものとする。

(罰則に関する経過措置)

第千三百三条 改革関係法等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則〔平成十一年一月二二日法律第一六〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕第千三百四十四条の規定 公布の日

二 〔略〕

附 則〔平成一八年六月七日法律第五三号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成二三年八月三〇日法律第一〇五号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 〔前略〕第二十三条から第二十七条まで〔中略〕の規定並びに附則第十三条、第十五条から第二十四条まで〔中略〕の規定 平成二十四年四月一日

三～六 〔略〕

(墓地、埋葬等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 第二十四条の規定の施行前に同条の規定による改正前の墓地、埋葬等に関する法律（以下この条において「旧墓地、埋葬等に関する法律」という。）の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又は第二十四条の規定の施行の際現に旧墓地、埋葬等に関する法律の規定によりされている許可の申請（以下この項において「申請の行為」という。）で、同条の規定の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、同日以後における同条の規定による改正後の墓地、埋葬等に関する法律（以下この条において「新墓地、埋葬等に関する法律」という。）の適用については、新墓地、埋葬等に関する法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申

請の行為とみなす。

- 2 第二十四条の規定の施行前に旧墓地、埋葬等に関する法律の規定により地方公共団体の機関に対し報告をしなければならない事項で、同条の規定の施行の日前にその報告がされていないものについては、これを、新墓地、埋葬等に関する法律の相当規定により地方公共団体の相当の機関に対して報告をしなければならない事項についてその報告がされていないものとみなして、新墓地、埋葬等に関する法律の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

○墓地、埋葬等に関する法律施行規則

墓地、埋葬等に関する法律施行規則

発令：昭和23年7月13日号外厚生省令第24号

最終改正：令和2年12月25日号外厚生労働省令第208号

改正内容：令和2年12月25日号外厚生労働省令第208号[令和2年12月25日]

○墓地、埋葬等に関する法律施行規則

[昭和二十三年七月十三日号外厚生省令第二十四号]

墓地、埋葬等に関する法律施行規則を次のように定める。

墓地、埋葬等に関する法律施行規則

第一条 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の埋葬又は火葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第二項に規定する市町村長に提出しなければならない。

一 死亡者の本籍、住所、氏名（死産の場合は、父母の本籍、住所、氏名）

二 死亡者の性別（死産の場合は、死児の性別）

三 死亡者の出生年月日（死産の場合は、妊娠月数）

四 死因（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第二項から第四項まで及び第七項に規定する感染症、同条第八項に規定する感染症のうち同法第七条に規定する政令により当該感染症について同法第三十条の規定が準用されるもの並びに同法第六条第九項に規定する感染症、その他の別）

五 死亡年月日（死産の場合は、分べん年月日）

六 死亡場所（死産の場合は、分べん場所）

七 埋葬又は火葬場所

八 申請者の住所、氏名及び死亡者との続柄

第二条 法第五条第一項の規定により、市町村長の改葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第二項に規定する市町村長に提出しなければならない。

一 死亡者の本籍、住所、氏名及び性別（死産の場合は、父母の本籍、住所及び氏名）

二 死亡年月日（死産の場合は、分べん年月日）

三 埋葬又は火葬の場所

四 埋葬又は火葬の年月日

五 改葬の理由

六 改葬の場所

七 申請者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者又は焼骨収蔵委託者（以下「墓地使用者等」という。）との関係

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 墓地又は納骨堂（以下「墓地等」という。）の管理者の作成した埋葬若しくは埋蔵又は収蔵の事実を証する書面（これにより難い特別の事情のある場合にあっては、市町村長が必要と認めるこれに準ずる書面）

二 墓地使用者等以外の者にあつては、墓地使用者等の改葬についての承諾書又はこれに対抗することができる裁判の謄本

三 その他市町村長が特に必要と認める書類

第三条 死亡者の縁故者が無い墳墓又は納骨堂（以下「無縁墳墓等」という。）に埋葬し、又は埋蔵し、若しくは収蔵された死体（妊娠四月以上の死胎を含む。以下同じ。）又は焼骨の改葬の許可に係る前条第一項の申請書には、同条第二項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 無縁墳墓等の写真及び位置図

二 死亡者の本籍及び氏名並びに墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する者に対し一年以内に申し出るべき旨を、官報に掲載し、かつ、無縁墳墓等の見やすい場所に設置された立札に一年間掲示して、公告し、その期間中にその申出がなかつた旨を記載した書面

三 前号に規定する官報の写し及び立札の写真

四 その他市町村長が特に必要と認める書類

第四条 法第八条に規定する埋葬許可証は別記様式第一号又は第二号、改葬許可証は別記様式第三号、火葬許可証は別記様式第四号又は第五号によらなければならない。

第五条 墓地等の管理者は、他の墓地等に焼骨の分骨を埋蔵し、又はその収蔵を委託しようとする者の請求があつたときは、その焼骨の埋蔵又は収蔵の事実を証する書類を、これに交付しなければならない。

2 焼骨の分骨を埋蔵し、又はその収蔵を委託しようとする者は、墓地等の管理者に、前項に規定する書類を提出しなければならない。

3 前二項の規定は、火葬場の管理者について準用する。この場合において、第一項中「他の墓地等」とあるのは「墓地等」と、「埋蔵又は収蔵」とあるのは「火葬」と読み替えるものとする。

る。

第六条 墓地の管理者は、墓地の所在地、面積及び墳墓の状況を記載した図面を備えなければならない。

2 納骨堂又は火葬場の管理者は、納骨堂又は火葬場の所在地、敷地面積及び建物の坪数を記載した図面を備えなければならない。

第七条 墓地等の管理者は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一 墓地使用者等の住所及び氏名

二 第一条第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに埋葬若しくは埋蔵又は収蔵の年月日

三 改葬の許可を受けた者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者等との関係並びに改葬の場所及び年月日

2 墓地等の管理者は、前項に規定する帳簿のほか、墓地等の経営者の作成した当該墓地等の経営に係る業務に関する財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書その他の財務に関する書類を備えなければならない。

3 火葬場の管理者は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一 火葬を求めた者の住所及び氏名

二 第一条第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに火葬の年月日

第八条 火葬場の管理者は、火葬を行つたときは、火葬許可証に火葬を行つた日時を記入し、署名し、印を押し、これを火葬を求めた者に返さなければならない。

第九条 法第十七条の規定による埋葬状況の報告は、別記様式第六号、火葬状況の報告は別記様式第七号により、これを行わなければならない。

第十条 法第十八条第一項の規定による当該職員の職権を行う者を、環境衛生監視員と称し、同条第二項の規定によりその携帯する証票は、別に定める。

附 則

この省令は、公布の日から、これを施行する。

附 則〔昭和二五年四月一日厚生省令第一三号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和三一年九月二二日厚生省令第四一号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和四五年四月一日厚生省令第一二号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和五二年一月一八日厚生省令第一号抄〕

(施行期日)

1 この省令は、昭和五十二年四月一日から施行する。

附 則〔昭和五八年一二月二三日厚生省令第四五号抄〕

1 この省令は、昭和五十九年一月一日から施行する。

附 則〔平成元年三月二四日厚生省令第一〇号抄〕

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際この省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙及び板については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

4 この省令による改正後の省令の規定にかかわらず、この省令により改正された規定であって改正後の様式により記載することが適当でないものについては、当分の間、なお従前の例による。

附 則〔平成一〇年一二月二八日厚生省令第九九号抄〕
(施行期日)

第一条 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

(墓地、埋葬等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この省令の施行の際現にある前条の規定による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則〔平成一一年一月一日厚生省令第四号〕
(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則〔平成一一年三月二九日厚生省令第二九号〕
(施行期日)

1 この省令は、平成十一年五月一日から施行する。ただし、第七条の改正規定については、平成十一年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に行っている改葬の許可の申請については、なお従前の例による。

3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

4 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則〔平成一五年一〇月三〇日厚生労働省令第一六七号抄〕
(施行期日)

1 この省令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成十五年法律第百四十五号）の施行の日〔平成一五年一一月五日〕から施行する。

附 則〔平成一九年三月三〇日厚生労働省令第五〇号〕

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則〔平成二〇年五月二日厚生労働省令第一〇六号抄〕
(施行期日)

第一条 この省令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律〔平成二〇年五月法律第三〇号〕の施行の日〔平成二〇年五月一二日〕から施行する。

附 則〔令和元年五月七日厚生労働省令第一号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則〔令和二年一二月二五日厚生労働省令第二〇八号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式第一号〔第四条〕
第 号死体埋葬許可証

令和 年 月 日	死亡者の本籍	死亡者の住所	死亡者の氏名	性別	出生年月日	死亡年月日時	死亡場所	埋葬場所	申請者住所氏名及び死亡者との続柄

(注) 死因欄中第一条第四号に規定する感染症の際は「一類感染症等」に○印を付すること。
そうでないときは「その他」に○印を付すること。

市町村長印

別記様式第二号〔第四条〕
第 号死体埋葬許可証

令和 年 月 日	父母の本籍	父母の住所	父母の氏名	性別	妊娠月数	分べん年月日時	分べんの場所	埋葬の場所	申請者の住所氏名

市町村長印

別記様式第四号〔第四条〕

第 号死体火葬許可証

死亡者の本籍	
死亡者の住所	
死亡者の氏名	
性別	
出生年月日	
死因	「一類感染症等」「その他」
死亡年月日時	
死亡の場所	
火葬の場所	
申請者の住所氏名及び死亡者との続柄	

令和 年 月 日

市町村長印

(注) 死因欄中第一条第四号に規定する感染症の際は「一類感染症等」に○印を付すること。
 そうでないときは「その他」に○印を付すること。

別記様式第三号〔第四条〕

第 号改葬許可証

死亡者の本籍	
死亡者の住所	
死亡者の氏名	
死亡者の性別	
死亡年月日	
埋葬又は火葬の場所	
埋葬又は火葬の年月日	
改葬の理由	
改葬の場所	
申請者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者等との関係	

令和 年 月 日

市町村長印

別記様式第五号〔第四条〕

第 号死胎火葬許可証

父母の本籍	
父母の住所	
父母の氏名	
性別	
妊娠月数	
分べん日時	
分べんの場所	
火葬の場所	
申請者の住所氏名	

令和 年 月 日

市町村長印

別記様式第六号（第九条）
埋葬状況報告（
令和 年 月 日 月分）

一 死体

市町村長殿

氏名	性別	本籍	死亡地	生年月日	死因	埋葬日

何々墓地
所在地
管理者 氏 名

二 死胎

父母の氏名	性別	本籍	死産地	分べん年月日	埋葬日

（注） 死体埋葬報告と死胎埋葬報告とは別紙にすること。

別記様式第七号（第九条）
火葬状況報告（
令和 年 月 日 月分）

一 死体

市町村長殿

氏名	性別	本籍	死亡地	生年月日	死因	火葬日

何々火葬場
所在地
管理者 氏 名

二 死胎

父母の氏名	性別	本籍	死産地	分べん年月日	火葬日

（注） 死体火葬報告と死胎火葬報告とは別紙にすること。

○川口市霊園設置及び管理条例

川口市霊園設置及び管理条例

(設置)

第1条 本市は、焼骨を埋蔵又は収蔵する希望者に対し、その使用に供することを目的として、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に基づく墓地及び納骨堂の施設として霊園を設置する。

(名称及び位置)

第2条 霊園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
川口市安行霊園	川口市大字安行吉岡1392番地

(施設)

第3条 霊園に、次に掲げる施設を置く。

(1) 墓地

(2) 納骨堂
納骨壇、礼拝堂

(使用者の資格)

第4条 墓地又は納骨壇を使用することができる者は、次条第1項の許可の申請の日において次に掲げる要件を備えている者でなければならない。

(1) 本市において住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により住民基本台帳に記録されていること(墓地の使用の許可を申請する場合にあっては、本市において引き続き3年以上同法の規定により住民基本台帳に記録されていること)。

(2) 祭祀(し)を主宰する者であること。

(3) 現に焼骨を所持していること。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 礼拝堂を使用することができる者は、墓地又は納骨壇について次条第1項の規定による使用の許可(以下「使用許可」という。)、第6条第2項において準用する第5条第1項の規定による更新の許可(以下「更新許可」という。)又は第7条第2項において準用する第5条第1項の規定による承継の許可(以下「承継許可」という。)(以下これらを「使用許可等」という。)を受けた者(以下「使用者」という。)とする。

(使用の許可)

第5条 霊園の施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 納骨壇の使用許可の期間は、原則として3年又は1年とする。

3 市長は、霊園管理のため、霊園の施設の使用許可に条件を付けることができる。

(納骨壇の使用の更新)

第6条 納骨壇の使用の許可を更新することができる者は、更新許可の申請の日において次に掲げる要件を備えている者でなければならない。

(1) 本市において住民基本台帳法の規定により住民基本台帳に記録されていること。

(2) 祭祀を主宰する者であること。

2 第5条の規定は、前項の更新許可について準用する。

(使用の承継)

第7条 墓地又は納骨壇の使用の許可を承継することができる者は、承継許可の申請の日において祭祀を主宰する者でなければならない。

2 第5条第1項及び第3項の規定は、前項の承継許可について準用する。

(使用禁止)

第8条 使用者は、霊園の施設をその目的以外に使用し、又は他の者に使用させることはできない。

(使用料)

第9条 使用者は、使用許可又は更新許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(管理料)

第10条 墓地の使用許可又は承継許可を受けた者は、1年につき1,650円の管理料を納付しなければならない。

2 墓地の使用許可又は承継許可を受けた者が10月1日において市外居住者であるときは、その年の管理料は、1年につき2,470円とする。

3 前2項の場合において「1年」とは、10月1日から翌年の9月末日までの期間をいう。

4 前項に規定する期間の途中で墓地の使用許可を受けた場合の管理料は、当該許可を受けた日の属する月から月割をもって計算した額とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免等)

第11条 市長は、使用者が使用料又は管理料を納付する資力がないと認めるときは、これを減額し、若しくは免除し、又はその徴収の猶予をすることができる。

2 使用者は、使用料又は管理料を納付する資力が生じたときは、直ちに市長に届け出なければならない。

(使用料等の不還付等)

第12条 既納の使用料及び管理料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用の取りやめ等)

第13条 使用者は、霊園の施設の使用を取りやめようとするときは、市長に届け出なければならない。

2 使用者は、前項の規定により届出をしたときは、規則で定める期間を経過する日までに当該焼骨を引き取り、遅滞なく原状に復さなければならない。

(使用許可等の取消し)

第14条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可等を取り消すことができる。

(1) この条例に違反したとき。

(2) 霊園の施設の使用許可を受けた日から、90日を経過しても霊園の施設の使用を開始しないとき。

(3) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(4) 管理料を市長が別に定める納期限を経過した後3年間納付しないとき。

(使用権の消滅)

第15条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用権を消滅させることができる。

(1) 使用者が死亡した日から起算して3年を経過しても祭祀を承継する者がいないとき。

(2) 使用者が住所不明となったことを知った日から起算して7年を経過したとき。

(焼骨の移動)

第16条 市長は、前2条の規定により使用許可等を取り消したとき、及び使用権を消滅させたとき、並びに納骨壇の使用許可等の期間を経過したときは、当該墓地に埋蔵され、又は納骨壇に収蔵されている焼骨を、市長が別に定める場所に移動させることができる。

(行為の禁止)

第17条 霊園内においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 行商、募金、出店その他これらに類する行為をすること。

(2) 展示会、集会その他これらに類する行為をすること。

- (3) 霊園の施設を損傷し、又は汚損すること。
- (4) 樹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (5) 土地の形質を変更すること。
- (6) 貼り紙若しくは立て札をし、又は広告その他これに類するものを表示すること。
- (7) その他他人に迷惑を与える行為をすること。

(墓地内工事の届出)

第18条 墓地の利用者は、その利用に係る墓地内の工事を行おうとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(鳩ヶ谷市の編入に伴う経過措置)

- 2 鳩ヶ谷市の編入の前日に、編入前の鳩ヶ谷市の区域内に居住していた者で、引き続き市内に居住するものの第3条第1項の規定の適用については、編入前の鳩ヶ谷市の区域内に居住していた期間を市内に引き続き居住していた期間とみなし、その期間は通算する。

附 則 (昭和43年10月5日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和43年12月26日条例第54号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年3月30日条例第28号)

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和55年3月26日条例第13号)

この条例の施行期日は、規則で定める。(昭和55年規則第35号で昭和55年10月1日から施行)

附 則 (昭和56年9月30日条例第34号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和56年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 昭和55年又は昭和56年に、この条例による改正前の川口市霊園設置及び管理条例第4条の規定により墓地の使用の許可を受けた者の昭和56年10月1日から昭和57年9月末日までの1年に係る管理料は、この条例による改正後の川口市霊園設置及び管理条例(以下「改正後の条例」という。)第7条第1項及び第2項の規定にかかわらず、1,500円を12で除して得た額に、当該許可を受けた日の属する月から12月を経過した月(以下「12月を経過した月」という。)から昭和57年9月までの月数を乗じて得た額とする。
- 3 前項の場合において、12月を経過した月前に市外へ転出した者については、改正後の条例第7条第3項の規定を準用する。

附 則 (昭和58年3月15日条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の川口市霊園設置及び管理条例の別表の2納骨堂使用料の(1)納骨壇の規定は、昭和58年4月1日以後の申込み及び更新に係る使用料から適用し、同日前の申込み及び更新に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成元年3月23日条例第32号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の川口市霊園設置及び管理条例の別表の規定は、平成元年4月1日以後の申込み及び更新に係る使用料から適用し、同日前の申込み及び更新に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成9年3月31日条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の川口市霊園設置及び管理条例別表の規定は、平成9年4月1日以後の申込み及び更新に係る使用料から適用し、同日前の申込み及び更新に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成23年9月26日条例第84号)

この条例は、平成23年10月11日から施行する。

附 則 (平成26年3月20日条例第23号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の川口市霊園設置及び管理条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に行う使用の許可に係る使用料について適用し、同日前に行った使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年3月12日条例第19号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の川口市霊園設置及び管理条例第3条第2項の規定により納骨壇の使用の許可若しくは使用の承継の許可を受けている市外居住者（この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において市内に居住する者であって施行日後に市外に転出したものを含む。）又は施行日以後納骨壇の使用の承継の許可を受けた市外居住者の当該納骨壇の使用の許可の期間の末日が平成30年3月31日以前である場合にあっては、この条例による改正後の川口市霊園設置及び管理条例（以下「新条例」という。）第6条第1項の規

定にかかわらず、当該市外居住者は、当該許可の更新の許可を受けることができるものとする。この場合において、当該更新の許可に係る使用料は、新条例別表に規定する使用料の5割増とする。

- 3 新条例別表の規定は、施行日以後に行う使用の許可に係る使用料について適用し、同日前行った使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月18日条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の川口市霊園設置及び管理条例（以下「新条例」という。）の規定は、使用の許可の期間の初日（以下「使用開始日」という。）がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後である納骨壇の使用に係る使用料及び施行日以後の礼拝堂の使用に係る使用料について適用し、使用開始日が施行日前である納骨壇の使用に係る使用料及び施行日前の礼拝堂の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

- 3 平成31年4月1日から施行日の前日までの間に使用開始日が施行日以後である納骨壇の使用の許可又は施行日以後の礼拝堂の使用の許可を受けた者から当該使用に係る使用料を徴収する場合には、この条例による改正前の川口市霊園設置及び管理条例の規定にかかわらず、新条例の規定の例により使用料を徴収するものとする。

別表（第9条関係）

1 墓地使用料

区分	使用料
1区画（約3平方メートル）	336,000円

2 納骨堂使用料

（1）納骨壇

区分	使用料	
小壇	上段	3年につき 10,450円
	中段	3年につき 12,100円
	下段	3年につき 9,350円
中壇	3年につき 24,700円	
大壇	3年につき 36,300円	
短期保管壇	1年につき 2,750円	

（2）礼拝堂

区分			使用料
市内居住者	午前	9時～正午	1,650円
	午後	正午～5時	1,650円
市外居住者	午前	9時～正午	2,470円
	午後	正午～5時	2,470円

備考

午前及び午後を通して使用する場合における使用料の額は、それぞれの規定使用料を合計した金額とする。

○川口市霊園設置及び管理条例施行規則

川口市霊園設置及び管理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、川口市霊園設置及び管理条例（昭和41年条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開園時間)

第2条 霊園の開園時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

(休園日)

第2条の2 霊園の休園日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休園することができる。

(管理者)

第3条 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第12条に規定する霊園の施設の管理者は、保健部保健総務課長の職にある者とする。

(墓地の使用許可)

第4条 条例第5条第1項の規定により墓地の使用の許可を受けようとする者は、様式第1号の申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 火葬許可証又は改葬許可証
- (2) 続柄及び本籍の記載された住民票の写し（世帯全員のもの）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により墓地の使用を許可したときは、当該申請をした者に対し、様式第2号の許可書（以下「墓地使用許可書」という。）を交付するものとする。

(納骨壇の使用許可)

第5条 条例第5条第1項の規定により納骨壇の使用の許可を受けようとする者は、様式第3号の申請書（以下「納骨壇使用許可申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 火葬許可証
- (2) 続柄及び本籍の記載された住民票の写し（世帯全員のもの）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により納骨壇の使用を許可したときは、当該申請をした者に対し、様式第4号の許可書（以下「納骨壇使用許可書」という。）を交付するものとする。

(礼拝堂の使用許可)

第6条 条例第5条第1項の規定により礼拝堂の使用の許可を受けようとする者は、様式第5号

の申請書により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により礼拝堂の使用を許可したときは、当該申請をした者に対し、様式第6号の許可書を交付するものとする。

(使用許可の方法)

第7条 霊園の施設の使用の許可は、当該許可の申請のあった順序により行う。ただし、市長が必要と認めるときは、抽選の方法により行うことができる。

2 前項ただし書に規定する抽選の方法による場合には、市長は、あらかじめその旨を公示するものとする。

(納骨壇の更新許可)

第8条 条例第6条第2項において準用する条例第5条第1項の規定により納骨壇の使用の更新の許可を受けようとする者は、新たに納骨壇使用許可申請書により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により納骨壇の使用の更新を許可したときは、当該申請をした者に対し、許可書を交付するものとする。

(墓地又は納骨壇の承継許可)

第9条 条例第7条第2項において準用する条例第5条第1項の規定により墓地又は納骨壇の使用の承継の許可を受けようとする者は、様式第7号の申請書に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 従前の使用者の墓地使用許可書又は納骨壇使用許可書
- (2) 続柄及び本籍の記載された住民票の写し(世帯全員のもの)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により墓地又は納骨壇の使用の承継を許可したときは、当該申請をした者に対し、様式第8号の許可書(以下「霊園使用承継許可書」という。)を交付するものとする。

(使用者の記載事項変更届)

第10条 使用者は、住所、氏名又は本籍を変更したときは、様式第9号の届出書に変更後の内容が記載されている住民票の写しを添えて、遅滞なく、市長に届け出なければならない。

(使用許可の条件)

第11条 墓地内の工作物等の施設については、次に掲げる条件を付ける。

- (1) 墓碑又はこれに類する設備は、墓地地盤から1.5メートル以内とすること。
- (2) 墓地の形状を変えないこと。
- (3) 周囲柵及び植樹等については、市長の指示を受けること。

(使用料の減額又は免除等)

第12条 条例第11条第1項に規定する使用料又は管理料を納付する資力がないと認める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者
- (2) 生活の困難を理由に地方税の免除を受けている者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める者

2 条例第11条第1項の規定により使用料又は管理料の減額又は免除を受けようとする者は、様

式第10号の申請書に、前項各号に掲げる事項に該当する旨を証する書類を添えて市長に申請しなければならない。

(使用の取りやめの届出等)

第13条 条例第13条第1項の規定により霊園の施設の使用を取りやめようとするときは、様式第11号の届出書に、墓地使用許可書、納骨壇使用許可書又は霊園使用承継許可書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出があり、焼骨の引取りがされたときは、様式第12号の証明書を交付する。

3 条例第13条第2項の規則で定める期間は、第1項の届出をした日から起算して30日とする。

(墓地内工事の届出)

第14条 条例第18条の規定によりその使用に係る墓地内の工事を行おうとするときは、様式第13号の届出書を市長に提出しなければならない。

(使用許可書等の再交付)

第15条 使用者が、墓地使用許可書、納骨壇使用許可書又は霊園使用承継許可書を紛失し、又は滅失したときは、直ちに市長にその旨を届け出て、様式第14号の申請書を提出しなければならない。

2 前項の規定による申請があったときは、市長は墓地使用許可書、納骨壇使用許可書又は霊園使用承認許可書を再交付する。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 第2条の2の規定の適用については、当分の間、同条中「1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで」とあるのは「1月1日から同月5日まで及び12月31日」とする。

附 則 (昭和44年7月1日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和45年4月1日規則第2号抄)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年3月30日規則第28号)

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和53年9月26日規則第69号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和55年9月25日規則第36号)

この規則は、昭和55年10月1日から施行する。

附 則 (昭和57年3月27日規則第4号抄)

(施行期日)

1 この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和58年3月30日規則第16号)

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月28日規則第19号）
（施行期日）

- 1 この規則は、昭和63年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則施行の際、この規則による改正前の各規則に基づき、既に印刷済みの帳票については、当分の間、使用できるものとする。
- 3 前項の場合において、この規則により押印欄を廃止されたものについては、押印を省略することができる。

附 則（昭和63年9月21日規則第36号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月31日規則第53号）
この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成13年9月27日規則第77号抄）
（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 3 この規則の施行の際、川口市規則に規定する様式に基づき、既に印刷済みの帳票については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成16年3月29日規則第21号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の川口市霊園設置及び管理条例施行規則の規定に基づき、既に印刷済みの帳票については、当分の間、所要の調整をして使用できるものとする。

附 則（平成27年3月30日規則第37号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の川口市霊園設置及び管理条例施行規則の規定に基づき、既に印刷済みの帳票については、当分の間、所要の調整をして使用できるものとする。

附 則（平成30年3月30日規則第53号）
この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第21号）
この規則は、令和3年4月1日から施行する。

※様式第1号～第14号の掲載は省略

○川口市墓地等の経営の許可等に関する条例

川口市墓地等の経営の許可等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）の規定による墓地、納骨堂及び火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の許可等に係る基準及び手続その他法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(市長との協議)

第3条 法第10条第1項の規定による墓地等の経営の許可（以下「経営許可」という。）の申請をしようとする者（以下「申請予定者」という。）は、あらかじめ、当該墓地等の経営の計画について、市長と協議しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 納骨堂を寺院、教会等の礼拝の施設又は火葬場の敷地内に設置する場合
- (2) 災害の発生又は公共事業の実施に伴い、自己又は自己の親族のために設置された墓地を移設する場合
- (3) 災害時において緊急に墓地等を設置することが必要と市長が認める場合
- (4) 既にある墓地等を引き継いで経営する場合

2 前項の規定による協議を行う場合は、次に掲げる事項を記載した書面を、規則で定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 申請予定者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- (2) 墓地等の名称及び所在地
- (3) 墓地等の構造設備の概要
- (4) 申請予定日
- (5) その他規則で定める事項

3 前項の書面には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、申請予定者が地方公共団体の場合にあつては、市長が別に定めるところによる。

- (1) 法人の登記事項証明書
- (2) 墓地等の経営管理の計画に関する書類
- (3) 墓地等の経営管理の財務に関する規則で定める書類
- (4) 墓地にあつては、墓地使用契約約款その他これに相当するもの（以下「契約約款」という。）
- (5) その他規則で定める書類

4 市長は、第1項の規定による協議があつた場合において、申請予定者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。

(標識の設置等)

第4条 申請予定者は、墓地等の設置の計画の周知を図るため、規則で定めるところにより、当該計画に係る土地の見やすい場所に、規則で定める日までに標識を設置しなければならない。

2 申請予定者は、前項の規定により標識を設置したときは、規則で定めるところにより、速や

かにその旨を市長に届け出なければならない。

3 第1項の規定により設置された標識は、第13条第2項に規定する工事完了検査済証の交付を受ける日まで設置しておかななければならない。

(説明会の開催等)

第5条 申請予定者は、規則で定めるところにより、近隣住民等(規則で定める者をいう。以下同じ。)に対し、墓地等の経営の計画について、規則で定める日までに説明会を開催しなければならない。

2 申請予定者は、前項の規定により説明会を開催したときは、速やかにその説明会の内容その他規則で定める事項を市長に報告しなければならない。

(近隣住民等との協議等)

第6条 申請予定者は、近隣住民等から墓地等の経営の計画について、規則で定める日までに意見の申出があったときは、当該申出をした者と協議し、十分理解を得られるように努めなければならない。

2 申請予定者は、前項の規定による協議を行ったときは、速やかにその協議の内容その他規則で定める事項を市長に報告しなければならない。

(勧告)

第7条 市長は、第3条から前条までに規定する手続がされていないと認めるときは、経営許可を受けようとする者に対し、必要な勧告をすることができる。

(緑地及び駐車施設の設置)

第8条 墓地の経営の許可を受けようとする者は、墓地の設置を計画するに当たっては、規則で定めるところにより、墓地の区域内に緑地を設けるよう努めなければならない。

2 墓地又は納骨堂の経営の許可を受けようとする者は、墓地又は納骨堂の設置を計画するに当たっては、規則で定めるところにより、当該墓地の区域内又は当該墓地若しくは納骨堂に近接した場所等に、自動車の駐車のための施設を設けるよう努めなければならない。

(経営許可の申請)

第9条 経営許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 経営許可を受けようとする者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(2) 第3条第2項第2号及び第3号に掲げる事項

(3) その他規則で定める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が認めるときは、一部の書類の添付を省略することができる。

(1) 墓地にあっては、墓地の経営を行うことを理事会等の意思決定機関において決定したことを証する書類

(2) 第3条第3項第1号から第4号までに掲げる書類

(3) 墓地等を設置しようとする土地の登記事項証明書

(4) その他規則で定める書類

(経営許可の基準等)

第10条 市長は、次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、経営許可をしてはな

らない。

(1) 墓地等を経営しようとする者が、次の各号のいずれかに該当する者であること。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

ア 地方公共団体

イ 宗教法人で、宗教法人法（昭和26年法律第126号）の規定により登記された主たる事務所を5年以上市内に有するもの

ウ 墓地等の経営を目的として設立された公益社団法人又は公益財団法人

(2) 経営許可の申請に係る墓地等を経営するために必要な経営的基礎があること。

(3) 墓地にあっては、契約約款の内容が規則で定める基準に適合するものであること。

(4) 墓地等の設置場所は、当該墓地等を経営しようとする者が所有する土地（当該土地に関する所有権以外の権利が存しないものに限る。）であること。

(5) 前号に掲げるもののほか、墓地等の設置場所は、別表第1に掲げる基準に適合するものであること。

(6) 墓地等の構造設備は、別表第2に掲げる基準に適合するものであること。ただし、墓地等を引き継いで経営しようとする場合であって、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障がないと認められるときは、この限りでない。

(7) 前各号に掲げるもののほか、墓地等の管理及び埋葬等が、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われるものであること。

2 災害の発生又は公共事業の実施に伴い、墓地等を移転することが必要である場合は、前項第5号及び第6号の規定を適用しないことができる。

3 市長は、経営許可をするに当たって、公衆衛生その他公共の福祉の見地から、監査法人による財務監査を受けることその他の必要な条件を付することができる。

（許可書の交付等）

第11条 市長は、経営許可の申請があった場合において、許可又は不許可の決定をしたときは、規則で定めるところにより、当該申請をした者に、許可の決定にあつては許可書を交付し、不許可の決定にあつては書面でその旨を通知するものとする。

2 経営許可を受けた者は、管理事務所内の見やすい場所に前項の許可書を掲示しなければならない。

（工事の着手の届出）

第12条 経営許可を受けた者は、当該経営許可に係る墓地等の工事に着手しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

（工事の完了検査等）

第13条 経営許可を受けた者は、前条の工事が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があつたときは、速やかに、当該工事が経営許可の内容に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果当該工事が当該経営許可の内容に適合していると認めるときは、工事完了検査済証（以下「検査済証」という。）を当該経営許可を受けた者に交付するものとする。

3 経営許可を受けた者は、検査済証の交付を受けた後でなければ、当該経営許可に係る墓地等

を使用させてはならない。

(変更許可等の申請等)

第14条 法第10条第2項の規定による墓地の区域若しくは納骨堂若しくは火葬場の施設の変更の許可(以下「変更許可」という。)又は墓地等の廃止の許可(以下「変更許可等」という。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 変更許可等を受けようとする者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- (2) 第3条第2項第2号に掲げる事項
- (3) 墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更にあつては、その内容
- (4) その他規則で定める事項

2 前項の申請書には、規則で定める書類を添付しなければならない。

3 墓地の経営許可又は墓地の区域の拡張に係る変更許可を受けた者は、当該許可を受けた日から5年を経過した後でなければ当該墓地の区域の拡張に係る変更許可の申請を行うことができない。

4 第8条、第10条及び第11条(墓地の区域の縮小に係る変更許可にあつては、第8条及び第11条)の規定は、変更許可について準用する。

5 墓地の区域の縮小に係る変更許可の基準は、当該縮小に係る区域における改葬が完了していることとする。

6 前2条の規定は、変更許可を受けた者のうち、墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の拡張に係る許可を受けた者について準用する。

7 法第10条第2項の規定による墓地又は納骨堂の廃止の許可の基準は、改葬が完了していることとする。ただし、当該廃止に係る墓地又は納骨堂を引き継いで経営を行う者がある場合は、この限りでない。

8 市長は、前項の許可をするに当たって、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。

9 第11条第1項の規定は、法第10条第2項の規定による墓地等の廃止の許可について準用する。

(準用)

第15条 第3条から第7条までの規定は、変更許可を受けようとする者のうち、墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の拡張(墓地の面積若しくは納骨堂の建築面積を50パーセント以上拡張し、又は火葬場の建築面積を拡張しようとする場合に限る。)に係る許可を受けようとする者について準用する。

(変更の届出)

第16条 経営許可を受けた者は、墓地等の構造設備の変更をしようとするとき(変更許可を受ける必要があるときを除く。)は、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

2 経営許可を受けた者は、その名称又は住所、代表者の氏名、墓地等の名称その他規則で定める事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(都市計画事業等に係る墓地又は火葬場の届出)

第17条 法第11条第1項又は第2項の規定により、法第10条の許可があったものとみなされたときは、墓地又は火葬場の経営者は、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(墓地使用契約)

第18条 墓地の使用に係る契約は、規則で定める基準に適合した契約約款をその内容とするものでなければならない。

2 市長は、墓地の経営者が前項の規定に従っていないと認めるときは、必要な勧告をすることができる。

(管理者の遵守事項)

第19条 墓地等の管理者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 墓地 次に掲げる事項

ア 清潔を保持し、掃除、補修及び植栽等の管理を怠らないこと。

イ 墓石が倒壊したとき又はそのおそれがあるときは、速やかに安全措置を講じ、又は墓地の使用者に同様の措置を講ずるよう求めること。

ウ 障壁が倒壊したとき又はそのおそれがあるときは、速やかに安全措置を講ずること。

(2) 納骨堂 清潔を保持し、清掃及び補修を怠らないこと。

(3) 火葬場 次に掲げる事項

ア 清潔を保持し、掃除及び補修を怠らないこと。

イ 火葬場における残骨は、丁寧に取り扱うこと。

ウ 障壁が倒壊したとき又はそのおそれがあるときは、速やかに安全措置を講ずること。

(立入調査)

第20条 市長は、必要があると認めるときは、その職員に、墓地又は納骨堂の経営者又は管理者の同意を得た上で、当該墓地又は納骨堂に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(公表)

第21条 市長は、第7条(第15条において準用する場合を含む。以下同じ。)又は第18条第2項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、第7条又は第18条第2項の規定による勧告を受けた者に、あらかじめ、その理由を通知するとともに、意見を述べる機会を与えるものとする。

(手続の省略)

第22条 法令又は他の条例の規定により、第4条から第6条まで(第15条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定によるものと同等以上の効果が期待できると市長が認めるときは、第4条から第6条までに規定する手続の全部又は一部を省略することができる。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、墓地等の経営の許可等の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に埼玉県知事に対してされた経営許可若しくは変更許可等の申請で、知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成13年埼玉県条例第74号）附則第2項の規定により市長に対してされたとみなされるもの又は同日以後に市長に対してされた経営許可若しくは変更許可の申請で、同日前に埼玉県知事が定める第3条の規定に相当する手続を始めた者が行ったものに係る許可を行う場合の基準は、墓地、埋葬等に関する法律施行条例（平成11年埼玉県条例第65号）の例による。

(鳩ヶ谷市の編入に伴う経過措置)

- 3 鳩ヶ谷市の編入の日前に、編入前の鳩ヶ谷市の市長に対してなされた経営の許可又は変更の許可等の申請に係る許可を行う場合の基準は、第10条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成15年9月26日条例第39号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の川口市墓地等の経営の許可等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第3条の規定により市長と協議を行う者に係る許可を行う場合について適用し、同日前にこの条例による改正前の川口市墓地等の経営の許可等に関する条例第3条の規定により市長と協議を行った者に係る許可を行う場合については、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月8日条例第6号）

この条例は、不動産登記法（平成16年法律第123号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（平成20年9月24日条例第33号）

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成23年9月26日条例第85号）

この条例は、平成23年10月11日から施行する。

附 則（令和3年3月2日条例第1号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の川口市墓地等の経営の許可等に関する条例（以下「新条例」という。）第10条（新条例第14条第4項において準用する場合を含む。）並びに第14条第5項及

び第7項並びに別表第1の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第9条の規定により申請する経営許可及び新条例第14条第1項の規定により申請する変更許可等の基準について適用し、施行日前にこの条例による改正前の川口市墓地等の経営の許可等に関する条例（以下「旧条例」という。）第9条の規定により申請した経営許可及び旧条例第14条第1項の規定により申請した変更許可等の基準については、なお従前の例による。

3 新条例第9条及び第14条並びに前項の規定にかかわらず、施行日前に旧条例第3条（旧条例第15条において準用する場合を含む。）の規定により行った協議に係る経営許可及び変更許可の申請及び基準については、なお従前の例による。

別表第1（第10条関係）

区分	設置場所の基準
墓地	<p>1 経営許可を受けようとする墓地の区域（以下「新設区域」という。）の面積が2,000平方メートル以上の場合又は変更許可のうち墓地の区域の拡張の場合であって当該拡張する区域（以下「拡張区域」という。）の面積が2,000平方メートル以上のときにあっては、新設区域又は拡張区域の境界線と学校、公園、保育所、病院、診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。以下同じ。）その他の規則で定める公共施設又は住宅の敷地の境界線との水平距離が50メートル以上ある土地であること。</p> <p>2 埋葬を行う墓地にあっては、1に掲げる土地であり、かつ、河川から20メートル以上離れていること及び飲用水を汚染するおそれのない土地であること。</p> <p>3 新設区域は、幅員が6メートル（墓地の区域が1ヘクタール以上の場合にあっては、9メートル）以上の道路（袋路状のものを除く。）に面していること。</p> <p>4 宗教法人が経営する墓地にあっては、主たる事務所が存する宗教法人法第3条第2号に規定する土地（同条に規定する境内建物のうち教義を広め儀式行事を行う施設であるものが存するものに限る。）又はこれに隣接する土地であること。ただし、市長が、市民の宗教的感情に適合すること、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないこと、墓地の管理上支障がないことその他の特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>
納骨堂	<p>1 納骨堂の敷地の境界線と病院又は診療所の敷地との水平距離が50メートル以上ある土地であること。</p> <p>2 宗教法人が経営する納骨堂にあっては、主たる事務所が存する宗教法人法第3条第2号に規定する土地（同条に規定する境内建物のうち教義を広め儀式行事を行う施設であるものが存するものに限る。）又はこれに隣接する土地であること。ただし、市長が、市民の宗教的感情に適合すること、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないこと、納骨堂の管理上支障がないことその他の特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>

別表第2（第10条関係）

区分	構造設備の基準
墓地	<p>1 墓地の境界に接し、その内側に次に掲げる基準による幅の緑地を設け、かつ、墳墓が見えないように障壁又は樹木の垣根等を設けること。</p>

	<p>(1) 新設区域の面積又は拡張区域の面積が1,000平方メートル未満である場合 1.5メートル以上</p> <p>(2) 新設区域の面積又は拡張区域の面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満である場合 2メートル以上</p> <p>(3) 新設区域の面積又は拡張区域の面積が2,000平方メートル以上3,000平方メートル未満である場合 3メートル以上</p> <p>(4) 新設区域の面積又は拡張区域の面積が3,000平方メートル以上である場合 5メートル以上</p> <p>2 墓地の出入口には、施錠のできる門扉を設けること。</p> <p>3 墓地内の通路はアスファルト、コンクリート等堅固な材料で築造し、門扉の内側に設けるものによってはその幅員が1.5メートル以上のものであり、門扉の外側に設けるものによっては次に掲げる基準による幅員であって自動車の通行に支障のないものであること。</p> <p>(1) 墓地の区域が1ヘクタール未満の場合 6メートル以上</p> <p>(2) 墓地の区域が1ヘクタール以上の場合 9メートル以上</p> <p>4 雨水及び汚水を適切に排水できること。</p> <p>5 管理事務所、便所、ごみ集積設備、給水設備及び排水設備を設けること。ただし、市長が適当と認めるときは、これらの施設の一部を、当該墓地に近接した場所等市長が認める場所に設けることができる。</p> <p>6 墓地の区域内の土地は、地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水の危険性が高い土地その他これらに類する土地であるときは、地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられていること。</p>
納骨堂	<p>1 納骨堂の敷地の境界に接し、その内側に幅3メートル以上の緑地を設け、かつ、当該境界から3メートル以上内側に障壁又は樹木の垣根等を設けること。</p> <p>2 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第7号に規定する耐火構造とし、納骨装置は、同条第9号に規定する不燃材料を用いること。</p> <p>3 納骨堂に近接した場所等市長が認める場所に管理事務所及び便所を設けること。</p> <p>4 出入口及び納骨装置は、施錠のできる構造とすること。</p>
火葬場	<p>1 周囲は、高さ2メートル以上の障壁又は樹木の垣根等を設け、外部と区画すること。</p> <p>2 火葬炉には、防臭及び防じんのために必要な装置を設けること。</p> <p>3 火葬場内に管理事務所、便所、休憩所、火葬室及び残灰庫を設けること。</p>

○川口市墓地等の経営の許可等に関する規則

川口市墓地等の経営の許可等に関する規則
(趣旨)

第1条 この規則は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）及び川口市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成14年条例第27号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、法の例による。

（市長との協議）

第3条 条例第3条第2項（条例第15条において準用する場合を含む。）の規定による書面の提出は、様式第1号の協議書により行うものとする。

2 条例第3条第2項の規則で定める日は、申請予定日（同項第4号の申請予定日をいう。以下同じ。）の120日前の日とする。

3 条例第3条第2項第5号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（1）墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の設置の計画に係る土地（以下「計画地」という。）の地目

（2）墓地等を経営し、又は墓地の区域若しくは納骨堂若しくは火葬場の施設（以下「墓地の区域等」という。）を変更する理由

（3）条例第4条第1項の標識（以下「標識」という。）の設置予定日

（4）条例第5条第1項の説明会（以下「説明会」という。）の開催予定日

（5）工事着手予定日及び工事完了予定日

4 条例第3条第3項第3号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

（1）墓地等の経営の計画の収支見込書及び資金計画書

（2）前号の資金計画書における自己資金等を証する書類

（3）負債（墓地等の設置に要する費用に係るものを除く。）を有する場合は、その額及び明細等を記載した書類

（4）財産目録及び収支計算書

（5）その他市長が必要と認める書類

5 条例第3条第3項第5号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

（1）宗教法人にあっては宗教法人法（昭和26年法律第126号）第25条第2項第1号の規則の写し、公益社団法人又は公益財団法人にあっては定款の写し

（2）計画地の登記事項証明書

（3）計画地の地積の測量図

（4）計画地及び隣接地の公図の写し

（5）墓地等の設置場所の見取図（縮尺25,000分の1以上のもの）

（6）墓地又は納骨堂にあっては、その区域又は敷地の周囲100メートル以内の見取図（縮尺2,500分の1以上のもの）

（7）火葬場にあっては、その敷地の周囲300メートル以内の見取図（縮尺2,500分の1以上のもの）

（8）墓地にあっては、施設の配置図、建物の各階の平面図及び2面以上の立面図並びに墳墓、緑地、通路等の設計図

（9）納骨堂にあっては、施設の配置図、建物の各階の平面図及び2面以上の立面図並びに納

骨装置の設計図

- (10) 火葬場にあつては、施設の配置図、建物の各階の平面図及び2面以上の立面図並びに火葬炉の設計図
- (11) 墓地の区域等を変更する場合にあつては、既存の墓地等についての前3号に掲げる書類
- (12) 墓地又は納骨堂を經營しようとする宗教法人にあつては、墓地又は納骨堂を使用する意思を有する者の名簿
- (13) 代理人による場合にあつては、代理権を証する書類
- (14) その他市長が必要と認める書類
(標識の設置等)

第4条 標識の様式は、様式第2号のとおりとする。

- 2 標識は、計画地が道路に接する部分（計画地が2以上の道路に接するときは、それぞれの道路に接する部分）に設置しなければならない。ただし、これにより難いときは、市長が認める場所に設置することができる。
- 3 標識は、風雨等のため容易に破損し、又は倒壊しないように設置するとともに、標識に表示された文字が不鮮明にならないよう維持管理しなければならない。
- 4 標識の記載内容に変更があつたときは、遅滞なく、当該記載内容を書き換えなければならない。
- 5 条例第4条第1項の規則で定める日は、申請予定日の90日前の日とする。
- 6 条例第4条第2項（条例第15条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、様式第3号の届出書に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。
 - (1) 標識を設置した場所が明示された図面
 - (2) 標識の設置の状況及び記載内容が分かる写真
(説明会の開催等)

第5条 説明会において説明する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 申請予定者
 - (2) 墓地等の名称及び所在地
 - (3) 墓地等の構造設備の概要
 - (4) 墓地等の維持管理の方法
 - (5) 工事着手予定日及び工事完了予定日
 - (6) 工事の方法及び安全対策の概要
 - (7) 条例第6条第1項（条例第15条において準用する場合を含む。）の規定による意見の申出の期限及び方法
- 2 申請予定者は、説明会の開催を周知させるため、あらかじめ必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
 - 3 条例第5条第1項の近隣住民等は、次に掲げる者とする。
 - (1) 墓地又は納骨堂にあつては、その区域又は敷地の周囲100メートル以内の土地又は建物の所有者
 - (2) 火葬場にあつては、その敷地の周囲300メートル以内の土地又は建物の所有者
 - (3) 前2号に掲げる土地又は建物の占有者その他墓地等が經營されることにより、前2号に

掲げる者と同程度の影響を受けると認められる者

4 条例第5条第1項の規則で定める日は、申請予定日の60日前の日とする。

5 条例第5条第2項の規則で定める事項は、第3項第1号又は第2号に掲げる者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所とする。

（意見の申出の期限等）

第6条 条例第6条第1項の規則で定める日は、申請予定日の30日前の日とする。

2 条例第6条第2項の規則で定める事項は、意見を申し出た者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所とする。ただし、意見を申し出た者が個人である場合は、当該事項を市長に報告することについて本人の同意が得られたものに限る。

（緑地及び駐車施設の基準）

第7条 条例第8条第1項（条例第14条第4項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により墓地の敷地内に設ける緑地は、次に掲げるものとする。

（1）樹木が生育する区画された土地（条例別表第2墓地の項第1号の規定により樹木の垣根等を設ける部分を除く。）であって、次の基準のいずれかに適合するもの又は樹冠の面積から判断してこれと同等であると認められるもの

ア 10平方メートル当たり高木（樹高が3メートル以上の樹木をいう。以下同じ。）が1本以上あること。

イ 20平方メートル当たり高木が1本以上及び低木（高木以外の樹木をいう。以下同じ。）が20本以上あること。

（2）低木又は芝その他の地被植物（手入れがなされているものに限る。）で表面が覆われている土地（条例別表第2墓地の項第1号の規定により樹木の垣根等を設ける部分を除く。）

2 条例第8条第1項の規定により墓地の区域内に設ける緑地の面積は、墓地の総面積の20パーセント以上の面積とする。

3 条例第8条第2項の自動車の駐車のための施設の規模は、墓地にあっては墳墓の区画数に0.05を乗じて得た数以上の台数の自動車を駐車させることができる規模とし、納骨堂にあっては納骨壇の数に0.03を乗じて得た数以上の台数の自動車を駐車させることができる規模とする。

（経営許可の申請）

第8条 条例第9条第1項の規定による申請は、様式第4号の申請書により行うものとする。

2 条例第9条第1項第3号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（1）墓地等を設置しようとする土地（以下「予定地」という。）の地目

（2）第3条第3項第2号及び第5号に掲げる事項

3 条例第9条第2項第4号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

（1）第3条第5項第1号、第6号から第10号まで及び第12号から第14号までに掲げる書類

（2）予定地の地積の測量図

（3）予定地及び隣接地の公図の写し

（4）宗教法人が経営しようとする墓地及び納骨堂にあっては、予定地が条例別表第1墓地の項第4号又は納骨堂の項第2号に規定する土地であることを証する書類

（経営許可の基準等）

第9条 条例第10条第1項第3号及び条例第18条第1項の規則で定める基準は、別表左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表右欄に定める事項に関する条項が含まれていることとする。

2 条例別表第1墓地の項第1号の規則で定める公共施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
- (2) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園又は市がこれに類するものとして管理している土地
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所
- (4) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）
- (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム又は同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム
- (6) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設又は同条第29項に規定する介護医療院
（許可書の様式等）

第10条 条例第11条第1項（条例第14条第4項及び第9項において準用する場合を除く。）の許可書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 条例第14条第4項及び第9項において準用する条例第11条第1項の許可書の様式は、様式第6号のとおりとする。

3 条例第11条第1項（条例第14条第4項及び第9項において準用する場合を含む。）の規定による不許可の決定の通知は、様式第7号の通知書により行うものとする。
（工事の着手の届出）

第11条 条例第12条（条例第14条第6項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、様式第8号の届出書により行うものとする。
（工事の完了検査等）

第12条 条例第13条第1項（条例第14条第6項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、様式第9号の届出書により行うものとする。

2 条例第13条第2項の工事完了検査済証の様式は、様式第10号のとおりとする。
（変更許可等の申請）

第13条 条例第14条第1項の規定による申請は、様式第11号の申請書により行うものとする。

2 条例第14条第1項第4号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 予定地の地目（墓地の区域等を拡張する場合に限る。）
- (2) 墓地の区域等を変更し、又は墓地等を廃止する理由
- (3) 工事着手予定日及び工事完了予定日

3 条例第14条第2項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類とする。ただし、市長が認めるときは、一部の書類の添付を省略することができる。

- (1) 墓地の区域等を変更する場合（墓地の区域等を拡張する場合に限る。） 次に掲げる書類
 - ア 条例第9条第2項第1号から第3号までに掲げる書類
 - イ 第3条第5項第1号及び第6号から第14号までに掲げる書類

ウ 第8条第3項第2号から第4号までに掲げる書類

(2) 墓地の区域等を変更する場合（墓地の区域等を縮小する場合に限る。） 次に掲げる書類

ア 条例第3条第3項第1号及び第2号並びに条例第9条第2項第3号に掲げる書類

イ 第3条第5項第1号、第8号から第11号まで、第13号及び第14号並びに第8条第3項第2号及び第3号に掲げる書類

ウ 墓地又は納骨堂にあっては、改葬が完了したことを証する書類

(3) 墓地等を廃止する場合 次に掲げる書類

ア 条例第3条第3項第1号に掲げる書類

イ 第3条第5項第13号及び第14号に掲げる書類

ウ 廃止しようとする墓地等に係る土地の登記事項証明書及び公図の写し

エ 墓地又は納骨堂にあっては、改葬が完了したことを証する書類

(変更の届出)

第14条 条例第16条第1項の規定による届出は、様式第12号の届出書に第3条第5項第8号から第11号までに掲げる書類を添付して行わなければならない。

2 条例第16条第2項の規則で定める事項は、墓地等を設置している土地の地番とする。

3 条例第16条第2項の規定による届出は、様式第13号の届出書に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

(1) 墓地等の経営の許可を受けた者の名称若しくは住所又は代表者の氏名の変更にあっては、法人の登記事項証明書

(2) 墓地等を設置している土地の地番の変更にあっては、当該土地の登記事項証明書（都市計画事業等に係る墓地又は火葬場の届出）

第15条 条例第17条の規定による届出は、様式第14号の届出書に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類を添付して行わなければならない。

(1) 墓地又は火葬場を新設する場合 次に掲げる書類

ア 条例第3条第3項第1号及び第4号並びに条例第9条第2項第3号に掲げる書類

イ 第3条第5項第1号、第8号から第10号まで、第13号及び第14号並びに第8条第3項第2号に掲げる書類

(2) 墓地の区域又は火葬場の施設を変更する場合 次に掲げる書類

ア 条例第3条第3項第1号及び第4号並びに条例第9条第2項第3号に掲げる書類

イ 第3条第5項第1号、第8号から第11号まで、第13号及び第14号並びに第8条第3項第2号に掲げる書類

(3) 墓地又は火葬場を廃止する場合 次に掲げる書類

ア 条例第3条第3項第1号に掲げる書類

イ 第3条第5項第13号及び第14号に掲げる書類

ウ 廃止しようとする墓地又は火葬場に係る土地の登記事項証明書

(証明書)

第16条 条例第20条第2項の証明書の様式は、様式第15号のとおりとする。

(管理者の届出)

第17条 法第12条の規定による届出は、様式第16号の届出書により行うものとする。

(書類の提出等)

第18条 法及び条例の定めるところにより市長に提出する書類は、正副2通とする。

2 市長は、前項の規定により書類が提出されたときは、法及び条例に適合しているかどうかを墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和23年厚生省令第24号）第10条に規定する環境衛生監視員に調査させるものとする。

(台帳の備付け)

第19条 市長は、墓地等の経営の許可に係る台帳を備え付け、常にその記載内容を整理しておくものとする。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年9月26日規則第63号）

(施行期日)

1 この規則は、平成15年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の川口市墓地等の経営の許可等に関する規則に基づき、既に印刷済みの帳票については、当分の間、所要の調整を加え使用できるものとする。

附 則（平成17年3月2日規則第12号）

この規則は、平成17年3月7日から施行する。ただし、第9条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第74号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年10月27日規則第65号）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。ただし、第9条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月29日規則第60号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月2日規則第6号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

墓地使用契約約款の内容の基準

区分	事項
墓地使用权型（契約に基づき墓地の使用权の設定を行うものであって、使用者の地位を承継することができるものをいう。）	1 契約の目的
	2 墓地の使用权の内容
	3 墓地の使用に当たっての遵守事項
	4 墓地の使用料の額
	5 墓地の管理についての経営者と使用者の責任の分担
	6 墓地の管理料の支払の義務並びに管理料改定の事由及び手続

	<p>7 使用者の地位を承継した者の当該地位を承継した旨の経営者に対する届出義務</p> <p>8 使用者による契約の解除権並びに解除に伴う使用料及び管理料の取扱い</p> <p>9 経営者による契約の解除権並びに解除に伴う使用料及び管理料の取扱い</p> <p>10 契約の終了の事由及び契約終了後における焼骨、墓石等の取扱い</p>
<p>埋蔵管理委託型（契約に基づき埋蔵及び管理の委託を行うものをいう。）</p>	<p>1 契約の目的</p> <p>2 委託事務の内容</p> <p>3 埋蔵後一定年数を経過したときは、合葬墓又は納骨堂に焼骨を移すことができる旨</p> <p>4 埋蔵及び管理に係る委託料の額</p> <p>5 委託者等（埋蔵及び管理を委託した者及びその地位を承継した者をいう。）による契約の解除権及び解除に伴う委託料の取扱い</p> <p>6 経営者による契約の解除権及び解除に伴う委託料の取扱い</p>

※様式第1号～第16号の掲載は省略